

株 主 各 位

臨時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

1. サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社 (SDAC)
2. サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社 (SDAS)
3. サンデン・アドバンステクノロジー株式会社 (SDAT)
4. サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社 (SDBA)
5. サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社 (SDLS)
6. サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社 (SDEP)
7. 株式会社三和 (SNW)

サンデンホールディングス株式会社

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

1. サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社 (SDAC)

事業報告

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当社は、当社グループの2023年度を最終年度とする中期経営計画（名称：SCOPE2023）に掲げた「生産体制の抜本的見直し」、「基盤収益力の向上」、「積極的な『協創』による成長」、「資産改革によるキャッシュフロー創出」、「実行のための仕組み改革」の5つの改革プランに日々取り組んでおります。また、当社の親会社であるサンデンホールディングス株式会社および一部のグループ会社は、今後の再成長に向けた強固な収益基盤の確立と財務体質の抜本的な改善を図るべく2020年6月30日付で事業再生ADR手続きを申請しましたが、2021年3月1日に海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社を引受先とする第三者割当の方法による株式引受契約の締結いたしました。その後、海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社との協議を経て策定した事業再生計画案をお取引金融機関様に対して説明し、2021年5月7日開催の債権者会議において、債権者たる全てのお取引金融機関様から事業再生計画についての同意が得られ、事業再生ADR手続きが成立いたしました。

そのような中、当社は、新型コロナウイルスの感染拡大により世界同時不況に陥ったものの各国の拠点で生産活動を再開し、特に2020年後半は急速な回復傾向を示しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の脅威は依然として世界各地で継続していることに加え、半導体を始めとする部品供給問題や物流費の高騰など、引き続き不安定な経済状況になっております。新型コロナウイルス感染症の当社への影響としては、顧客および当社生産拠点のシャットダウンが4月以降も続き、また日本や米国等の拠点でも需要の落ち込みに伴う一時帰休を行うなど、第1四半期は大幅な減収となりましたが、第2四半期以降は各国の拠点の操業が再開し、需要も回復傾向に向かい、第3および第4四半期は想定以上の回復を見せたことで、直近の需要は前年水準まで戻ってきましたが、当会計年度では大幅な減収となりました。

その結果、当会計年度の売上高は45,629百万円（前年同期比9.4%減）となりました。

そのような環境下において、当社は前年度に実施した構造改革による効果を着実に創出したことに加え、さらなる変動費改善および固定費削減施策等を実施しましたが、第1四半期における新型コロナウイルス感染症による大幅な需要減少や、第3四半期以降の急激な需要回復に伴う物

流費の高騰や部品不足に対応するための空輸対応の増加等の影響が大きくなったことに加え、事業再生計画を策定する中で各種引当や在庫等の評価基準を見直した結果、営業損失は8,368百万円（前年同期は営業損失5,297百万円）となりました。経常損失は営業損失に加え、事業再生ADR申請手続き等に関連する費用の計上により8,806百万円（前年同期は経常損失6,413百万円）となりました。当期純損失は経常損失に加え、主に事業再生計画策定に伴う、固定資産減損損失等により、26,682百万円（前年同期は当期純利益3,924百万円）となりました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の対応として、緊急対策本部を設置いたしました。サンデングループは、政府・自治体などの方針に従い、社員およびお客様をはじめとするステークホルダーの皆さまの健康や安全、感染拡大の防止に努めることを最優先とし、その上で事業活動を継続しています。なお、事態や状況の変化に応じて、適宜方針は見直します。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況 (単位：百万円、小数点以下四捨五入)

区分	第4期 (2017年度)	第5期 (2018年度)	第6期 (2019年度)	第7期 (2020年度)
売上高	72,890	67,456	50,390	45,629
経常利益	△290	△3,909	△6,413	△8,806
当期純利益	△269	△4,117	3,924	△26,682
1株当たり当期純利益	△27千円	△412千円	230千円	△1,562千円
総資産	43,268	38,467	49,202	29,946
純資産	△466	△4,667	11,357	△15,325
1株当たり純資産額	△47千円	△467千円	665千円	△897千円

(3) 重要な親会社の状況

当社の親会社はサンデンホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式（100%）を保有しております。

親会社は2020年6月30日に「事業再生ADR手続」を申請し、2021年5月7日開催の債権者会議にて事業再生計画案が合意されました。この事業再生計画の実行のため、2021年5月27日開催の臨時株主総会の開催が予定されています。

(4) 対処すべき課題

当社の事業再生計画における、事業再構築のための施策は次の通りであります。

- (a) 生産体制の抜本的見直し
- (b) 基盤収益力の向上
- (c) 積極的な「協創」による成長
- (d) キャッシュフロー創出施策の強化（運転資本改善）
- (e) 実行のための仕組み改革

(5) 主要な事業内容

区分：カーエアコンコンプレッサー事業

主要製品：カーエアコンシステム　カーエアコン用コンプレッサー

(6) 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

本　　社：群馬県伊勢崎市

東京本社：東京都千代田区

工　　場：群馬県伊勢崎市八斗島事業所

(7) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数　837人（含む、臨時社員63人）

(8) 主要な借入先の状況

サンデンホールディングス株式会社　12,680百万円

(9) 親会社等との取引に関する事項

当社は親会社との取引に関して、一般的な取引条件を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性はあると考えております。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

（重要な案件）

1. DIPファイナンスの担保差し入れの実施

サンデンホールディングス株式会社と当社は、2020年7月21日実施完了を期限としてDIPファイナンス（つなぎ融資）のため、資産の担保差し入れの申請をしております。

担保資産は次の通り、評価額は外部評価会社の査定によるものです。

(1) 機械設備一式： 11,571百万円 (1,526件)

(2) 在庫一式 : 3,960百万円

2. STCへの増資の実施

当社は、STCへのPXコンプレッサー生産移管を実施するあたり、資金需要が発生するため、2020年から2021年までに総額900M (29.7億円) パーツの資金手当てを予定しております。そのため次の通り、増資の実施を承認しております。

(1) 増資： 300M BHT (9.9億円相当)

(2) 時期： 2021年4月

(3) 条件： スポンサーの承認

3. 資産（在庫・設備・株式）減損ならびに市場対策費用計上の実施

当社は、事業再生計画を策定する中で各種引当や在庫等の評価基準の見直し、固定資産の減損損失等を次の通り計上しております。

(1) 長期滞留・過剰・生産終息在庫

(2) 生産・開発関連設備一式

(3) 関連会社株式

(4) 市場対策費用

2 株式の状況

(1) 発行可能株式総数 40,000株

(2) 発行済株式の総数 17,081株

(3) 株主数 1名

(4) 株主の状況

サンデンホールディングス株式会社 17,081株 (100%)

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊東 次夫	重要な兼職：サンデンホールディングス株式会社 代表取締役 副社長 執行役員、SANDEN INTERNATIONAL(U.S.A.), INC. 非常勤取締役、SANDEN INTERNATIONAL(EUROPE) GmbH 非常勤取締役、華域三電汽車空調有限公司 副董事長
取締役	小林 英幸	重要な兼職：サンデンホールディングス株式会社 取締役常務執行役員 経営企画室長、サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社 非常勤取締役、サンデン・アドバンステクノロジー株式会社 非常勤取締役
取締役	高橋 純也	重要な兼職：サンデンホールディングス株式会社 執行役員 経営管理本部長、SANDEN INTERNATIONAL(U.S.A.), INC. 非常勤取締役、SANDEN INTERNATIONAL(EUROPE) GmbH 非常勤取締役、SANDEN MANUFACTURING EUROPE S.A.S 非常勤取締役、SANDEN MANUFACTURING POLAND SP.ZO.O. 非常勤取締役
監査役	竹村 憲午	重要な兼職：サンデンホールディングス株式会社 経営管理本部 海外管理部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額：81百万円

(3) 会計監査人の状況

名称：有限責任あずさ監査法人

会計監査法人報酬額：年額13百万円

会計監査人の報酬等について監査役が同意した理由：

監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意しました。

会計監査人の解任又は不再任の決定方針：

会計監査人の業務執行状況等を勘案し、会計監査人を解任又は再任若しくは不再任の決定を行う方針であります。

5 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は法令等遵守（以下、「コンプライアンス」という。）を経営の最重要課題の一つと位置づけ、規程において明確化し、その徹底を図るため、以下のような体制を構築します。

- (1) 当社の役員及びそこで働く従業員にとってコンプライアンスは、日常の業務における基本行動であり、コンプライアンスを徹底するため、事業戦略室を主管部門として定め、コンプライアンスに関する重要な問題は、取締役会で審議し、決定します。
- (2) 部門ごとのコンプライアンスについては部門長が責任者となり、コンプライアンス推進担当者を選任し、コンプライアンスの徹底に取り組みます。
- (3) コンプライアンスの内容は、「理念ハンドブック」に定め、役員・従業員に対し階層別コンプライアンス教育を実施します。
- (4) コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに事業戦略室に報告する体制を構築します。また従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合に対応して、内部通報制度としてサンデンホールディングス株式会社が設置したホットラインを活用します。
- (5) コンプライアンスの徹底のための取り組みの状況については、取締役会及び監査役に定期的に報告します。
- (6) 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査します。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の文書及び電磁的記録の保存及び管理を徹底するため、規程において明確化し、以下のような体制を構築します。

- (1) 文書および電磁的記録の管理は事業戦略室を主管部門とし、また部門ごとの文書及びITセキュリティの管理については部門長が責任者となり、文書管理責任者及びITセキュリティ担当者を選任し、文書及び電磁的記録の作成・保管・廃棄に至る管理を行います。
- (2) 文書又は電磁的記録の保存及び管理は、取締役及び監査役が必要に応じ閲覧できる状態で行います。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、社内規程において明確化し、その徹底を図るため以下のような体制を構築します。

- (1) 経営に重大な影響を及ぼす全社のリスクを統合的に把握し、リスク管理を徹底するため、事業戦略室を主管部門とします。
 - (2) 部門ごとのリスク管理については部門長が責任者となり、リスク管理責任者を選任し、リスク管理の徹底に取り組む等、平時の予防体制を整備します。
 - (3) 規程に基づき、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生する恐れがある場合の体制を事前に整備するように努め、重要なリスク管理の問題については、取締役会で審議し、決定します。
 - (4) 危機管理については、事業戦略室を主管部門とし、危機管理体制を整備します。
 - (5) 内部監査部門はリスク管理体制の有効性を監査し、取締役会、監査役等へ報告します。
- ### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会の意思決定の妥当性と透明性の向上を図るため、サンデンホールディングス株式会社からの派遣役員を置きます。
 - (2) 取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会は執行役員に権限移譲を行い、迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進します。
 - (3) ビジョン実現のための経営の最重要ツールとして中期経営計画、年度経営計画を位置づけ、全社マネジメント品質改革「S T Q M」に基づき計画の目標設定と活動体系を定め、執行役員に役割を分担させ、効率的な業務執行ができる体制とします。
 - (4) さらに、仕事の見直し、I T化等を通じ、常に業務執行の効率化を推進します。
- ### 5 監査役の職務を補助すべき従業員及びその独立性に関する事項
- (1) 取締役は、監査役のためにより、監査の実効性を高めかつ監査職務を円滑に遂行するための適切な従業員を監査役スタッフとして配置します。
 - (2) 監査役スタッフは、事業戦略室に設置します。
 - (3) 監査役は監査役スタッフの指揮命令権を有し、監査役スタッフは監査役監査に必要な情報を収集する権限を有します。
 - (4) 監査役スタッフは監査役補助職務以外の職務を兼任し、監査役補助職務については取締役の指揮命令を受けないものとし、その異動・人事評価・懲戒処分については監査役と協議します。
- ### 6 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役、執行役員及び従業員は、監査役に対して経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況その他経営上の重要な事項を定期的に報告します。

- (2) 取締役、執行役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部通報制度に基づき通報された事実その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告します。
 - (3) 当社は、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由に不利な取り扱いを受けることがないように、予防体制を整備します。
- 7 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、代表取締役及び監査法人与それぞれ定期的に意見交換会を開催します。
 - (2) 監査役は、内部監査部門と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図ります。
 - (3) 監査役は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じます。

以上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	27,073	流動負債	39,765
現金及び預金	152	支払手形	288
売掛金	15,673	買掛金	6,803
製成品	752	電子記録債権	11,703
仕掛品	1,613	関係会社短期借入金	7,167
貯蔵品	210	一年以内返済関係会社長期借入金	5,512
未収収益	0	リース債権	1,958
関係会社短期貸付金	5,540	未払金	3,231
未収入金	1,734	未払費用	848
未収消費税等	1,352	未払法人税等	162
その他貸倒引当金	△108	賞与引当金	385
		製品保証引当金	946
		その他	757
		固定負債	5,505
		リース債務	5,025
		その他	480
固定資産	2,872	負債合計	45,271
有形固定資産	168	[純資産の部]	
機械及び装置	136	株主資本	△15,325
車両運搬具	0	資本金	2,282
工具器具備品	30	資本剰余金	5,150
リース資産	0	資本準備金	1,907
建設仮勘定	1	その他資本剰余金	3,242
無形固定資産	0	利益剰余金	△22,758
投資その他の資産	2,703	その他利益剰余金	△22,758
関係会社株式	2,692	繰越利益剰余金	△22,758
その他	11	純資産合計	△15,325
資産合計	29,946	負債・純資産合計	29,946

損益計算書

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	45,629
売上		46,303
販売費		673
営業費		7,694
営業外		8,368
受為雑	13	
取替	362	
業外	2	377
支雑	135	
経	679	815
特別		8,806
その他	45	45
固定資産	8	
関係会社	10,004	
減損	7,795	
操業休止	266	
その他	4	18,079
税金引当		26,841
法人税	△158	
住民税	-	△158
法人税等		26,682
当期純損		26,682

株主資本等変動計算書

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
2020 年 4 月 1 日 期 首 残 高	2,282	1,907	3,242	5,150	3,924	3,924	11,357	11,357
事業年度中の変動額								
当 期 純 損 失					△26,682	△26,682	△26,682	△26,682
事業年度中の変動額合計					△26,682	△26,682	△26,682	△26,682
2021 年 3 月 31 日 期 末 残 高	2,282	1,907	3,242	5,150	△22,758	△22,758	△15,325	△15,325

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、顧客及び当社生産拠点のシャットダウンが4月以降も続き、また日本や米国等の拠点でも需要の落ち込みに伴う一時帰休を行うなど、第1四半期会計期間は大幅な減収となりましたが、第2四半期会計期間以降は、各拠点の操業が再開し、需要も回復傾向に向かい、第3四半期及び第4四半期会計期間では想定以上の回復を見せたことで、直近の需要は前年水準まで戻ってきましたが、売上高は前事業年度比△9.4%の45,629百万円にとどまり、営業損失8,368百万円（前事業年度は営業損失5,297百万円）を計上しております。

当事業年度末における当社の親会社であるサンデンホールディングス株式会社（以下、「SDHD」といいます。）からの借入金は12,680百万円（前事業年度末：6,328百万円）であり、手元流動資金152百万円（前事業年度末：98百万円）に比して高い水準にあります。また、流動比率は68%（前事業年度末：92%）であり、SDHDからの同水準の借入の継続を前提とした資金繰りが必要な状況となっております。さらに、当事業年度末における負債合計は45,271百万円であり、資産合計29,946百万円を超過しております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような厳しい経営状況を踏まえ、SDHD及び一部のSDHD子会社（以下、「SDHDら」といいます。）は、2020年6月30日に、今後の再成長に向けた強固な収益基盤の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、事業再生ADR手続についての正式な申請を行い、SDHDは、2021年3月1日に海信家電集団股份有限公司（Hisense Home Appliances Group Co., Ltd.）（以下「ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループ」といいます。）との間で、第三者割当の方法により、同社が設立する特別目的会社に対して、総額約214億円の普通株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）等を内容とする株式引受契約を締結いたしました。

その後、SDHDらは、2021年3月22日開催の第2回債権者会議（事業再生計画案の協議のための債権者会議）の再々続会において、上記株式引受契約の内容を踏まえ、ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループ及び同社が設立した特別目的会社である海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社との協議を経て策定した本事業再生計画案（その後の変更を含み、以下「本事業再生計画」といいます。）をお取引金融機関様に対して説明し、SDHDらの債務免除を実行していただくことを含むその内容についてご検討いただいております。そして、2021年5月7日開催の第3回債権者会議（事業再生計画案の決議のための債権者会議）の再続会において、対象債権者たる全てのお取引金融機関様から本事業再生計画について同意が得られ、また、それを証する内容として同意書を提出いただき、

同日をもちまして事業再生ADR手続が成立いたしました。

なお、債務免除の効力発生は、本第三者割当増資に係る払込みの完了を条件としておりますが、本第三者割当増資は、2021年5月27日開催予定の当社臨時株主総会において、発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更を行うこと及び本第三者割当増資に係る各議案が全て原案どおり承認可決されること等が条件となっております。また、対象債権者の対象債権のうち債権免除後に存続する債権については、本第三者割当増資に係る払込みが完了した日（債務免除の効力発生日ともなります）後速やかに（但し、本第三者割当増資に係る払込みが完了した日後遅くとも3か月以内に）、残債権全額の元本返済を行う必要がございます。今後、当社はSDHDの子会社として、本第三者割当増資の条件を確実に充足させるとともに、ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループの協力の下、残債権全額の元本返済のための資金調達に協力して参ります。

しかしながら、これらの対応策のうち、債務免除の効力発生とも関連する本第三者割当増資の条件の充足及び残債権全額の元本返済のための資金調達は未完了であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

(A) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ 機械及び装置、車両運搬具 3～10年
- ・ 工具器具備品 2～15年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

(B) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(C) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

(A) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(B) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度対応額を計上しております。

(C) 製品保証引当金

製品の販売後の無償サービス費用に充てるため、売上高に対する過年度の発生率による額のほか、個別に発生額を見積もることができる費用につきましては、当該金額を計上しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) ヘッジ会計の方法

(A) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

(B) ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

先物為替予約

・ヘッジ対象

外貨建金銭債権及び外貨建予定取引

(C) ヘッジ方針

原則として、外貨建売上債権に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を行っております。

(D) 有効性評価の方法

ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額が20%以上乖離していないことを条件とし、その有効性評価の確認のもとヘッジ会計を適用しております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

当社は、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度末から適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

(2) 無形固定資産の表示方法

当社は、無形固定資産の表示方法として、従来、貸借対照表上、ソフトウェア及びリース資産の金額をそれぞれ表示しておりましたが、重要性が低下したため(当事業年度末残高はいずれも0百万円)、当事業年度より、無形固定資産として一括で表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式及び関係会社に対する債権の評価

(1)当年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において、関係会社株式評価損10,004百万円を計上しています。なお、当該評価損計上後の関係会社株式の帳簿価額は2,693百万円となります。また、債務超過の状況にある関係会社に対する債権に対して貸倒引当金108百万円を計上しております。

(2)その他の情報

関係会社株式は、発行会社である関係会社の財政状態の悪化によって、純資産を基礎として算定した実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を認識しております。また、財政状態が悪化した関係会社に対する債権については、主に当該関係会社の純資産額を基礎として個別に回収不能見込額を見積もった上で貸倒引当金を計上しております。

当事業年度においては、当社の一部の子会社の固定資産に減損の兆候が認められております。固定資産に減損の兆候が認められ、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方の金額により測定しており、使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りに当たっては、自動車用空調製品の販売台数予測及び割引率を主要な仮定として織り込んでおります。

新型コロナウイルス感染症の影響が収束していない現状においては、自動車用空調製品の販売台数の予測及び割引率の見積りに高い不確実性を伴うことから、当該予測と将来の実績が異なる場合には、当社の子会社の固定資産について、減損損失の認識が必要となる可能性があります。

この場合、当社の子会社の財政状態が悪化し、当該会社の純資産が毀損することにより、翌事業年度の計算書類において、当社が保有する関係会社株式及び、関係会社に対する債権の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

(製品保証引当金)

当社は、製品保証引当金の見積りに当たり、従来、過年度の売上高に対する無償サービス費用の発生率に基づいて、各事業年度に計上した売上高に対応する製品保証引当金を繰り入れる方法を採用していましたが、当事業年度から、当該発生率に加えて売上高の計上年度以降の無償サービス費用の年度別の予想発生割合も加味した上で、翌事業年度以降に見込まれる無償サービス費用の見込額を見積もる方法に変更しております。当該変更は、過去一定期間の無償サービス費用の発生実績に関する情報が蓄積されたことにより、翌事業年度以降に必要と見込まれる無償サービス費用の金額をより精緻に見積もることが可能となったことによるものであります。

この変更により、従来の方法と比べて営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が660百万円減少しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	48,137百万円
(注) 減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。	
(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務 (区分表示しているものを除く)	
短期金銭債権額	9,255百万円
短期金銭債務額	1,003百万円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	営業取引による取引高	36,651百万円
	営業取引以外の取引高	11百万円

(2) 操業休止関連費用

新型コロナウイルス感染症による損失として、266百万円を計上しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	17,081株	-	-	17,081株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金等であります。

なお当事業年度末の評価性引当額は14,467百万円であります。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(A) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

当社は、親会社とのCMS (キャッシュ・マネジメント・サービス) による資金運用及び資金調達を行っております。

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用いたします。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後8年であります。

当事業年度におけるデリバティブ取引は、ございません。

(B) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注) 2. 参照)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	152	152	—
(2) 売掛金 (*1)	15,565	15,565	—
(3) 関係会社短期貸付金	5,540	5,540	—
(4) 未収入金	1,734	1,734	—
(5) 未収消費税等	1,352	1,352	—
資産計	24,344	24,344	—
(1) 支払手形	288	288	—
(2) 買掛金	6,803	6,803	—
(3) 電子記録債務	11,703	11,703	—
(4) 関係会社短期借入金	7,167	7,167	—
(5) リース債務 (流動負債)	1,958	1,942	△16
(6) 未払金	3,231	3,231	—
(7) 未払法人税等	162	162	—
(8) 一年以内返済予定の 関係会社長期借入金	5,512	5,512	—
(9) リース債務 (固定負債)	5,025	4,982	△42
負債計	41,853	41,794	△59

(*1) 売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)関係会社短期貸付金、(4)未収入金、(5)未収消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)支払手形、(2)買掛金、(3)電子記録債務、(4)関係会社短期借入金、(6)未払金、

(7)未払法人税等、(8)一年以内返済予定の関係会社長期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)リース債務（流動負債）、(9)リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（百万円）
子会社及び関係会社株式	2,692

1 1. 減損損失に関する注記

当事業年度においては、当社は、以下の資産グループについて減損損失を特別損失に計上しております。

(1) 減損損失の主な内容

場所	用途	種類
群馬県伊勢崎市	自動車機器事業	リース資産、機械及び装置、建設仮勘定等

(2) 資産のグルーピングの方法

当社は、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

当社は、中期経営計画SCOPE2023に基づき、収益基盤の向上、及び財務体質の更なる改善を行ってまいりましたが、2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、工場の一時的閉鎖等により、大幅減収、減益となり、厳しい経営状況に陥るところとなりました。当事業年度末において、主要設備の残存耐用年数での投資回収が見込まれない生産設備等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定しております。正味売却価額は主に専門家による動産評価額により評価しております。

(5) 減損損失の金額

種類	金額(百万円)
機械装置	1,769
建設仮勘定	1,219
リース資産	4,360
その他	445
減損損失計	7,795

1 2. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	サンデンホールディングス株式会社	11,037 百万円	グループ 経営管理	(100)	経営指導の委託 不動産賃借 資金の借入 役員の兼任	資金の借入	10,357	関係会社 短期借入金	7,167
						金利の支払	52	一年以内 返済予定 関係会社 長期借入金	5,512
						ロイヤリティの支払(注A)	821	未払金	426
						マネジメントフィーの支払(注A)	822		
						電子記録債務の被連帯保証(注B)	7,712	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

期末残高には消費税等を含めております。

なお、CMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)の取引金額は期中の平均残高を記載しております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(A) ロイヤリティ及びマネジメントフィーについては、契約に基づき双方の合意により、取引価格を決定しております。

(B) みずほ信託銀行株式会社への電子記録債務については、親会社の連帯保証を受けております。

(2) 子会社等

種 類	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	SANDEN INTERNATIONAL (EUROPE) GmbH	25 千ユーロ	自動車機器 事業	100	当社製品の販売 役員の兼任	製品の 販売 (注A)	15,484	関係会社 短期 貸付金	4,100
						貸付金の 実行	7,711		
						貸付金の 回収	3,338		
						利息の 受取 (注B)	10		
子会社	SANDEN INTERNATIONAL (U.S.A.),INC.	18,000 千米ドル	米国地区に おける 自動車機器の 製造販売	100	当社製品の販売 役員の兼任	製品の 販売 (注A)	2,937	売掛金 (注C)	1,189
子会社	SANDEN MANUFACTURING POLAND SP.ZO.O.	152,000 千ズロチ	欧州地区に おける 自動車機器の 製造販売	100	当社製品の販売 役員の兼任	製品の 販売 (注A)	3,139	売掛金	643
子会社	SANDEN THAILAND CO., LTD.	100 百万タイ パーツ	自動車機器 事業	95	当社製品の販売	製品の 販売 (注A)	1,787	売掛金	1,477
子会社	SANDEN MANUFACTURING EUROPE S. A. S.	21,000 千ユーロ	欧州地区に おける 自動車機器の 製造販売	100	当社製品の販売 役員の兼任	製品の 販売 (注A)	5,570	売掛金	1,603

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(A) 上記各社への売上及び仕入については、市場価格を参考に決定しております。

(B) 貸付の利率については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(C) SANDEN INTERNATIONAL(U.S.A.),INC.の売掛金に対して、108百万円の貸倒引当金を設定して
おります。なお、当事業年度において当該貸倒引当金の繰入額108百万円を計上しております。

(3) 兄弟会社等

種 類	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	サンデン・オートモティブクライメイトシステム株式会社	1,985 百万円	自動車空調システム事業	-	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注A)	6,043	売掛金	508
								未収入金	143
親会社の子会社	サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社	20 百万円	共通の専門サービスの提供	-	当社の共通の専門サービスの提供 保険代理及び当社生産用機械設備等の賃貸 工場管理施設 エネルギー提供 福利厚生業務及び研修センターの運営	資産の売却 (注A)	1,135	-	-
						リース資産の取得 (注B)	1,285	リース債務	6,984
						利息の支払	82		
						業務委託費	1,987	未払金	350
親会社の子会社	SANDEN INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE. LTD.	6,000 千シンガポールドル	アジア地区における自動車機器の製造販売	-	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注A)	177	売掛金	2,745
親会社の子会社	SANDEN VIKAS (INDIA) PRIVATE LIMITED.	296 百万 インドルピー	自動車機器事業	-	当社製品の販売	製品の販売 (注A)	642	売掛金	795

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(A) 上記各社への売上及び仕入については、市場価格を参考に決定しております。

(B) リース資産の取得については、セールス・アンド・リースバック取引によるファイナンス・リース契約に基づくものであり、取引価格は双方の合意により決定しております。

1 3. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | △897,211円22銭 |
| (2) 1 株当たり当期純損失 | 1,562,115円38銭 |

1.4. 重要な後発事象に関する注記

(事業再生ADR手続の成立及び債務免除等金融支援)

SDHDらが2020年6月30日に申請した事業再生ADR手続が、2021年5月7日開催の第3回債権者会議（事業再生計画案の決議のための債権者会議）の再続会において、対象債権者たる全てのお取引金融機関様から、SDHDらの債務免除を実行していただくことを主な内容とする金融支援を含む本事業再生計画案について同意が得られ、また、それを証する内容として同意書を提出いただき、同日をもちまして成立いたしました。

詳細については、継続企業の前提に関する注記をご参照ください。

本事業再生計画においてお取引金融機関様にご同意いただいた金融支援の概要は、以下の通りであります。

(1) 債務免除

① 借入先

お取引金融機関20社

② 債務免除の対象となる債務の種類及び額

対象債権（2020年6月30日現在において対象債権者たる全てのお取引金融機関様がSDHDらに対して有する貸付債権、社債及び保証債務履行請求権をいう。以下同じ。）に係る債務 63,000百万円

③ 債務免除日

本第三者割当増資（ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループが設立した特別目的会社である海信日本オートモティブエアコンシステムズ合同会社に対する、総額約214億円の普通株式による第三者割当増資をいう。以下同じ。）に係る払込みが完了した日（効力発生日）

④ 上場廃止基準への該当等に関する事項

今回の金融支援による債務免除により、SDHDの債務免除額が、直前事業年度の末日における債務の総額の10%以上となることから、SDHDは、2021年5月7日、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第7号後段及び同規程第605条第1項に定める再建計画等の審査に係る申請を行い、本事業再生計画を株式会社東京証券取引所に提出し、同日付で本事業再生計画につき、「施行規則で定める再建計画」であるとの認定を受けております。本事業再生計画に係る認定をいただいたことを受け、SDHD株式は、同規程に基づき、上場時価総額に関して1か月間（2021年5月8日～2021年6月7日）の平均上場時価総額及び当

該1か月間の最終日（2021年6月7日）の上場時価総額のいずれもが10億円以上となったときに上場維持されることとなります。また、上場時価総額に関して1か月間（2021年5月8日～2021年6月7日）の平均上場時価総額又は当該1か月間の最終日（2021年6月7日）の上場時価総額のいずれかが10億円以上とならない場合は、SDHD普通株式は上場廃止となります。

(2) 債務の貸付条件の変更

① 借入先

お取引金融機関20社

② 貸付条件の変更の対象となる債務の種類及び額

対象債権者の対象債権については、本事業再生計画の成立以降、上記(1)記載の債務免除の効力発生日までの間、元本残高を維持し、基準日である2020年6月30日における約定に従った利息の支払を継続する。また、対象債権者の対象債権のうち債権免除後に存続する債権（以下「残債権」といいます。）について、上記(1)記載の債務免除の効力発生日以降、下記内容に従い各残債権が返済されるまでの間は、当該各残債権の元本残高を維持する。

(ア)本第三者割当増資に係る払込みが完了した日（上記(1)記載の債務免除の効力発生日）後速やかに（但し、本第三者割当増資に係る払込みが完了した日後遅くとも3か月以内に）、残債権全額の元本返済を行う。

(イ)債務免除の効力発生日の翌日以降、残債権に係る基準日における約定に従った利息の支払を継続する。また、各残債権の元本返済日に、直前の利息支払日から元本返済日までの利息を支払うものとする。

なお、SDHDは、当連結会計年度末における負債合計が173,458百万円と、資産合計154,754百万円を超過しており、18,704百万円の債務超過となっておりますが、お取引金融機関様にご同意いただいた本事業再生計画の内容等を踏まえて、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第601条第4項第4号bに規定する「債務超過の状態でなくなることを計画している場合」に該当するため、上場廃止基準には該当しない旨を株式会社東京証券取引所に確認しております。

(事業再生計画の株式会社東京証券取引所への提出)

SDHDは、本事業再生計画における債務免除額が直前事業年度の末日における債務総額の10%以上となることから、2021年5月7日付で、株式会社東京証券取引所に対し、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第7号後段及び同規程第605条第1項に定める再建計画等の審査に係る申請を行い、本事業再生計画を提出いたしました。

(債務免除に係る再建計画の認定、時価総額審査の開始)

上記に引き続き、SDHDは、株式会社東京証券取引所より、本事業再生計画につき「施行規則で定める再建計画」であるとの認定を2021年5月7日付でいただいております。

本事業再生計画に係る認定をいただいたことを受け、今後、SDHD株式は、上記規程に基づき、上場時価総額に関して1か月間(2021年5月8日～2021年6月7日)の平均上場時価総額及び当該1か月間の最終日(2021年6月7日)の上場時価総額のいずれもが10億円以上となったときに上場維持されることとなります。

また、上場時価総額に関して1か月間(2021年5月8日～2021年6月7日)の平均上場時価総額又は当該1か月間の最終日(2021年6月7日)の上場時価総額のいずれかが10億円以上とならない場合は、SDHD普通株式は上場廃止となります。

この際、本事業再生計画は、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特別認証紛争解決手続に基づく事業再生により債務超過の状態でなくなることを計画しており、適当であると認められるため、SDHD株式は、有価証券上場規程第601条1項5号(上場廃止基準)に該当しない旨株式会社東京証券取引所より申し受けております。

15. その他の注記

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響について)

新型コロナウイルス感染症拡大による当社への影響につきましては、未だ今後の感染拡大や収束時期、収束後の市場動向の見通し等、不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社は、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が今後も一定期間は続くものと仮定し、継続企業の前提に係る資金繰りや固定資産の減損会計、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、本感染症拡大の影響が長期化した場合には、当社の業績及び財務状況に重要な影響を与える可能性があります。

附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末取得 原価
有形固定資産							
機械及び装置	1,289	2,147	1,178	2,121 (1,769)	136	19,221	19,358
車両運搬具	2	0	0	2 (1)	0	21	21
工具器具備品	453	278	11	691 (298)	30	15,266	15,296
リース資産	4,180	1,285	0	5,466 (4,360)	0	13,627	13,627
建設仮勘定	1,414	2,189	2,382	1,219 (1,219)	1	-	1
有形固定資産計	7,340	5,901	3,572	9,501 (7,649)	168	48,137	48,306
無形固定資産							
ソフトウェア	256	34	48	243 (144)	0		
リース資産	5	0	0	5 (1)	0		
無形固定資産計	262	34	48	249 (146)	0		

(注) 1. 当期償却額の () 内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額の主な内訳

機械及び装置	新製品生産ライン導入	1,146百万円
工具器具備品	金型投資	104百万円

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	0	108	0	108
賞与引当金	465	385	465	385
製品保証引当金	477	1,352	883	946

(注) 計上の理由及び金額の算定方法は、「重要な会計方針」に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額
グループ運営費用	1,537
荷具包装費	1,181
アフターサービス費	7
製品保証引当金繰入額	1,352
貸倒引当金繰入額	108
給与及び諸手当	982
賞与	291
退職給付費用	111
福利厚生費	399
旅費交通費	2
光熱費	3
租税公課	100
調査研究費	1,133
諸手数料	306
減価償却費	12
その他	163
計	7,694

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山根 洋 人 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 會 田 浩 二 ㊤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において営業損失8,368百万円を計上しており、また、2021年3月31日現在において15,325百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社の親会社であるサンデンホールディングス株式会社が2020年6月30日に申請した事業再生ADR手続が、2021年5月7日開催の第3回債権者会議の再続会において、対象債権者である取引金融機関から以下の金融支援を含む事業再生計画案についての同意が得られたことにより、同日をもって成立した。

- ・サンデンホールディングス株式会社の債権者に対する債務63,000百万円の免除が、同社の海信日本オートモーティブエレクトロニクス株式会社に対する第三者割当増資に係る払込みが完了した日に効力が発生する。
- ・サンデンホールディングス株式会社は、当該第三者割当増資に係る払込みが完了した日後速やかに（ただし、当該払込みが完了した日後遅くとも3か月以内に）、対象債権者の残債権全額の元本返済を行う。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

私、監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私、監査役は、取締役、管理部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項、第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社

監査役 竹村 憲 午 ㊞

2. サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社 (SDAS)

事業報告

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当社は、当社グループの2023年度を最終年度とする中期経営計画（名称：SCOPE2023）に掲げた「生産体制の抜本的見直し」、「基盤収益力の向上」、「積極的な『協創』による成長」、「資産改革によるキャッシュフロー創出」、「実行のための仕組み改革」の5つの改革プランに日々取り組んでおります。また、当社の親会社であるサンデンホールディングス株式会社および一部のグループ会社は、今後の再成長に向けた強固な収益基盤の確立と財務体質の抜本的な改善を図るべく2020年6月30日付で事業再生ADR手続きを申請しましたが、2021年3月1日に海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社を引受先とする第三者割当の方法による株式引受契約の締結いたしました。その後、海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社との協議を経て策定した事業再生計画案をお取引金融機関様に対して説明し、2021年5月7日開催の債権者会議において、債権者たる全てのお取引金融機関様から事業再生計画についての同意が得られ、事業再生ADR手続きが成立いたしました。

そのような中、当社は、新型コロナウイルスの感染拡大により世界同時不況に陥ったものの各国の拠点で生産活動を再開し、特に2020年後半は急速な回復傾向を示しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の脅威は依然として世界各地で継続していることに加え、半導体を始めとする部品供給問題や物流費の高騰など、引き続き不安定な経済状況になっております。新型コロナウイルス感染症の当社への影響としては、顧客および当社生産拠点のシャットダウンが4月以降も続き、また日本や米国等の拠点でも需要の落ち込みに伴う一時帰休を行うなど、第1四半期は大幅な減収となりましたが、第2四半期以降は各国の拠点の操業が再開し、需要も回復傾向に向かい、第3および第4四半期は想定以上の回復を見せたことで、直近の需要は前年水準まで戻ってきましたが、当会計年度では大幅な減収となりました。

その結果、当会計年度の売上高は15,421百万円（前年同期比27.5%減）となりました。

そのような環境下において、当社は前年度に実施した構造改革による効果を着実に創出したことに加え、さらなる変動費改善および固定費削減施策等を実施しましたが、第1四半期における新型コロナウイルス感染症による大幅な需要減少や、第3四半期以降の急激な需要回復に伴う物流費の高騰や部品不足に対応するための空輸対応の増加等の影響が大きくなったことに加え、事業再生計画を策定する中で各種引当や在庫等の評価基準を見直した結果、営業損失は1,951百万

円（前年同期は営業損失1,067百万円）となりました。経常損失は営業損失に加え、事業再生ADR申請手続き等に関連する費用の計上により1,261百万円（前年同期は経常損失1,281百万円）となりました。当期純損失は経常損失に加え、主に事業再生計画策定に伴う、固定資産減損損失等により、4,341百万円（前年同期は当期純利益480百万円）となりました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の対応として、緊急対策本部を設置いたしましたが、サンデングループは、政府・自治体などの方針に従い、社員およびお客様をはじめとするステークホルダーの皆さまの健康や安全、感染拡大の防止に努めることを最優先とし、その上で事業活動を継続しています。なお、事態や状況の変化に応じて、適宜方針は見直します。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況 (単位：百万円、小数点以下四捨五入)

区分	第4期 (2017年度)	第5期 (2018年度)	第6期 (2019年度)	第7期 (2020年度)
売上高	25,816	27,292	21,285	15,421
経常利益	70	231	△1,280	△1,261
当期純利益	254	186	480	△4,341
1株当たり当期純利益	25,463円	11,678円	30,097円	△272,344円
総資産	12,747	16,487	12,115	8,817
純資産	△2,426	729	1,566	△2,775
1株当たり純資産額	△242,663円	45,766円	98,245円	△174,098円

(3) 重要な親会社の状況

当社の親会社はサンデンホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式15,941株（100％）を保有しております。

親会社は2020年6月30日に「事業再生ADR手続」を申請し、当年5月7日開催の債権者会議にて事業再生計画案が合意されました。この事業再生計画の実行のため、5月27日開催の臨時株主総会の開催が予定されております。

(4) 対処すべき課題

- A. 環境関連製品の開発推進と販売実績
- B. グローバルビジネス拡大
- C. 経営体質改善：財務体質強化と収益性向上

(5) 主要な事業内容

区分：カーエアコン事業

主要取扱い製品、仕入商品：カーエアコンシステム、コンプレッサー

(6) 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

本 社：群馬県伊勢崎市

東京本社：東京都千代田区

工 場：群馬県伊勢崎市八斗島事業所、愛知県豊橋市

海外の主要な拠点：

ポーランド、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシア、
台湾、インド、中国

重要な子会社の状況：

SANDEN AIRCONDITIONING (MALAYSIA) SDN. BHD.

台湾三電股份有限公司

P.T.SANDEN INDONESIA

SANDEN INTERNATIONAL PHILIPPINES INC.

SANDEN AUTOMOTIVE SYSTEMS (SINGAPORE) PTE. LTD.

Yik Cheng (Shinapore) Pte Ltd.

(7) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数 294人（休職、休業者、出向者）

(8) 主要な借入先の状況

サンデンホールディングス株式会社 6,089百万円

(9) 親会社等との取引に関する事項

当社は親会社との取引に関して、一般的な取引条件を勧告して取引条件等を決定しておりますので妥当性はあると考えております。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

1. DIPファイナンスの担保差し入れの実施

サンデンホールディングス株式会社と当社は、2020年7月21日実施完了を期限としてDIPファイナンス（つなぎ融資）のため、資産の担保差し入れの申請をしております。

担保資産は次の通り、評価額は外部評価会社の査定によるものです。

(1) 機械設備一式： 2,148百万円（207件）

(2) 在庫一式： 1,451百万円

2. 資産（在庫・設備・株式）減損ならびに市場対策費用計上の実施

当社は、事業再生計画を策定する中で各種引当や在庫等の評価基準の見直し、固定資産の減損損失等を次の通り計上しております。

(1) 長期滞留・過剰・生産終息在庫

(2) 生産・開発関連設備一式

(3) 関連会社株式

(4) 市場対策費用

2 株式の状況

(1) 発行可能株式総数 40,000株

(2) 発行済株式の総数 15,941株

(3) 株主数 1名

(4) 株主の状況

サンデンホールディングス株式会社 15,941株（100%）

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	近藤 唯志	重要な兼職：サンデンホールディングス株式会社 専務執行役員
取締役 副社長	大矢 正規	モノづくり開発管掌（兼）
取締役	小林 英幸	重要な兼職：サンデンホールディングス株式会社 取締役常務執行役員、サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社 取締役、サンデン・アドバンステクノロジー株式会社 取締役
監査役	金子 真二	重要な兼職：サンデンホールディングス株式会社 経営管理本部 経営計画部長、台湾三電股份有限公司 董事、上海三電環保冷熱系統有限公司 監事

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額：64百万円

(3) 会計監査人の状況

名称 有限責任あずさ監査法人

報酬等の額 13百万円

会計監査人の報酬等について監査役が同意した理由：

監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意しました。

会計監査人の解任又は不再任の決定方針：

会計監査人の業務執行状況などを勘案し、会計監査人を解任又は再任若しくは不再任の決定を行う方針であります。

5 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は法令等遵守（以下、「コンプライアンス」という。）を経営の最重要課題の一つと位置づけ、規程において明確化し、その徹底を図るため、以下のような体制を構築します。

- (1) コンプライアンスは、日常の業務における基本行動であり、これを徹底するため、副社長を責任者として定め、コンプライアンスに関する重要な問題は、経営会議・取締役会で審議し、決定します。
 - (2) グループ各社にコンプライアンス責任者及び推進担当者を選任し、コンプライアンスの徹底に取り組みます。
 - (3) コンプライアンスの内容は、「理念ハンドブック」に定め、副社長は役員・従業員に対し適時階層別コンプライアンス教育を実施します。
 - (4) コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに副社長に報告する体制を構築します。また従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合に対応して、内部通報制度として社内外にホットラインを設置します。
 - (5) コンプライアンスの徹底のための取り組みの状況については、取締役会及び監査役会に定期的に報告します。
 - (6) 当社は内部監査部門を設置し、内部監査部門はコンプライアンスの状況を監査します。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社の文書及び電磁的記録の保存及び管理を徹底するため、規程において明確化し、以下のような体制を構築します。
- (1) 文書および電磁的記録の管理は副社長を主管とし、それぞれ部門別に文書管理責任者及びITセキュリティ管理責任者を配置し、文書及び電磁的記録の作成・保管・廃棄に至る管理を行います。
 - (2) 文書又は電磁的記録の保存及び管理は、取締役及び監査役が必要に応じ閲覧できる状態で行います。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社はリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、規程においてグループのリスク管理体制を明確化し、その徹底を図るため以下のような体制を構築します。
- (1) 経営に重大な影響を及ぼす全社のリスクを統合的に把握し、リスク管理を徹底するため、副社長を主管とします。
 - (2) グループ会社ごとのリスク管理については、各社にリスク管理責任者及び担当者を選任し、定期的なリスク評価とリスクのコントロール等、平時の予防体制を整備します。
 - (3) 規程に基づき、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生する恐れがある場合の体制を事前に整備するように努め、重要なリスク管理の問題については、経営会議・取締役会で審議し、決定します。
 - (4) 危機管理については、副社長を主管とし、危機管理体制を整備します。
 - (5) 内部監査部門はリスク管理体制の有効性を監査し、取締役会、監査役会、経営会議等へ報告します。

- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会の意思決定の妥当性と透明性の向上を図るため、社外取締役を複数名設置します。
 - (2) 取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会は執行役員に権限移譲を行い、迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進します。
 - (3) ビジョン実現のための経営の最重要ツールとして中期経営計画、年度経営計画を位置づけ、全社経営品質改革「STQM」に基づき計画の目標設定と活動体系を定め、執行役員に役割を分担させ、効率的な業務執行ができる体制とします。
 - (4) さらに、仕事の見直し、IT化等を通じ、常に業務執行の効率化を推進します。
- 5 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループを統括する株式会社として、当社及びグループ各社における経営管理の各種基本方針を定め、その徹底を図るため以下のような体制を構築します。

 - (1) 当社は、グループ会社の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築し、当社グループ共通の「理念ハンドブック」の配布、内部通報制度を構築するなど、当社と同様の取り組みを実施します。
 - (2) 当社は、グループ会社管理を徹底するため、副社長を主管として定め、関係会社管理に関する重要な問題は、経営会議・取締役会で審議し、決定します。
 - (3) 当社の本部長、国内外グループ各社の社長は、各社、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立及び運用の責任と権限を有します。
 - (4) 各グループ会社における決裁権限は、決裁規程及び関係会社管理規程により定め、事業運営に関する重要事項について情報交換および協議を行います。
 - (5) 財務報告に係る内部統制を整備し、財務報告の適正と信頼性を確保します。
 - (6) 内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を社長及び各責任者に報告するとともに、内部統制の改善のための指導・助言を行います。
- 6 監査役の職務を補助すべき従業員及びその独立性に関する事項
 - (1) 取締役は、監査役の求めにより、監査の実効性を高めかつ監査職務を円滑に遂行するための適切な従業員を監査役スタッフとして配置します。
 - (2) 監査役及び監査役会の事務局は、海外事業統括本部に設置します。
 - (3) 監査役は監査役スタッフの指揮命令権を有し、監査役スタッフは監査役監査に必要な情報を収集する権限を有します。
 - (4) 監査役スタッフは監査役補助職務以外の職務を兼任し、監査役補助職務については取締役の指揮命令を受けないものとし、その異動・人事評価・懲戒処分については監査役と協議します。

- 7 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役、執行役員及び従業員（グループ会社を含む）は、監査役に対して経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況その他経営上の重要な事項を定期的に報告します。
 - (2) 取締役、執行役員及び従業員（グループ会社を含む）は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令、定款に違反する重大な事実、内部通報制度に基づき通報された事実その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告します。
 - (3) 当社は、監査役に（1）または（2）の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由に不利な取り扱いを受けることがないように、予防体制を整備します。
- 8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役及び監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。
 - (2) 監査役は、内部監査部門及び子会社の監査役と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図ります。
 - (3) 監査役は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じます。

以上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	5,560	流動負債	10,541
現金及び預金	117	支払手形	105
受取手形	5	買掛金	1,335
売掛金	2,512	電子記録債権	758
商品及び製品	1,167	関係会社短期借入金	6,088
仕掛品	652	リース債権	85
貯蔵品	179	未払金	807
関係会社短期貸付金	20	未払費用	189
未収入金	163	未払法人税等	59
未収消費税等	684	賞与引当金	142
その他の金	39	製品保証引当金	321
貸倒引当金	44	その他	646
	△27	固定負債	1,051
固定資産	3,256	関係会社長期借入金	560
有形固定資産	34	リース債権	417
建物	0	関係会社事業損失引当金	30
機械及び装置	14	その他	43
車両運搬具	0	負債合計	11,592
工具器具備品	17		
リース資産	0	〔純資産の部〕	
建設仮勘定	1	株主資本	△2,775
無形固定資産	0	資本金	1,985
投資その他の資産	3,222	資本剰余金	1,610
関係会社株式	2,251	資本準備金	1,610
関係会社長期貸付金	938	利益剰余金	△6,370
長期前払費用	31	その他利益剰余金	△6,370
その他	0	繰越利益剰余金	△6,370
貸倒引当金	△0	純資産合計	△2,775
資産合計	8,817	負債・純資産合計	8,817

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上		15,420
販売費		13,861
営業費		1,558
営業外損		3,509
受取配当	86	1,951
受取配当	732	
受取配当	57	
受取配当	0	877
受取配当	62	
受取配当	124	187
受取配当		1,260
受取配当	-	-
受取配当	1,420	
受取配当	30	
受取配当	1,522	
受取配当	44	
受取配当	8	3,026
受取配当		4,286
受取配当	54	
受取配当	-	54
受取配当		4,341

株主資本等変動計算書

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						純 資 産 計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		株 主 資 本 計	
		資 準 備 金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2020 年 4 月 1 日 期 首 残 高	1,985	1,610	1,610	△2,028	△2,028	1,566	1,566
事業年度中の変動額							
当 期 純 損 失				△4,341	△4,341	△4,341	△4,341
事業年度中の変動額合計				△4,341	△4,341	△4,341	△4,341
2021 年 3 月 31 日 期 末 残 高	1,985	1,610	1,610	△6,370	△6,370	△2,775	△2,775

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、顧客及び当社生産拠点のシャットダウンが4月以降も続き、また日本や米国等の拠点でも需要の落ち込みに伴う一時帰休を行うなど、第1四半期会計期間は大幅な減収となりましたが、第2四半期会計期間以降は、各拠点の操業が再開し、需要も回復傾向に向かい、第3四半期及び第4四半期会計期間では想定以上の回復を見せたことで、直近の需要は前年水準まで戻ってきましたが、売上高は前事業年度比△27.6%の15,420百万円にとどまり、営業損失1,951百万円（前事業年度は営業損失1,066百万円）を計上しております。

当事業年度末における当社の親会社であるサンデンホールディングス株式会社（以下、「SDHD」といいます。）からの借入金は6,648百万円（前事業年度末：6,470百万円）であり、手元流動資金117百万円（前事業年度末：115百万円）に比して高い水準にあります。また、流動比率は52.7%（前事業年度末：66.3%）であり、SDHDからの同水準の借入の継続を前提とした資金繰りが必要な状況となっております。さらに、当事業年度末における負債合計は11,592百万円であり、資産合計8,817百万円を超過しております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような厳しい経営状況を踏まえ、SDHD及び一部のSDHD子会社（以下、「SDHDら」といいます。）は、2020年6月30日に、今後の再成長に向けた強固な収益基盤の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、事業再生ADR手続についての正式な申請を行い、SDHDは、2021年3月1日に海信家電集団股份有限公司（Hisense Home Appliances Group Co., Ltd.）（以下「ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループ」といいます。）との間で、第三者割当の方法により、同社が設立する特別目的会社に対して、総額約214億円の普通株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）等を内容とする株式引受契約を締結いたしました。

その後、SDHDらは、2021年3月22日開催の第2回債権者会議（事業再生計画案の協議のための債権者会議）の再々続会において、上記株式引受契約の内容を踏まえ、ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループ及び同社が設立した特別目的会社である海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社との協議を経て策定した本事業再生計画案（その後の変更を含み、以下「本事業再生計画」といいます。）をお取引金融機関様に対して説明し、SDHDらの債務免除を実行していただくことを含むその内容についてご検討いただいております。そして、2021年5月7日開催の第3回債権者会議（事業再生計画案の決議のための債権者会議）の再続会において、対象債権者たる全てのお取引金融機関様から本事業再生計画について同意が得られ、また、それを証する内容として同意書を提出いただき、

同日をもちまして事業再生ADR手続が成立いたしました。

なお、債務免除の効力発生は、本第三者割当増資に係る払込みの完了を条件としておりますが、本第三者割当増資は、2021年5月27日開催予定の当社臨時株主総会において、発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更を行うこと及び本第三者割当増資に係る各議案が全て原案どおり承認可決されること等が条件となっております。また、対象債権者の対象債権のうち債権免除後に存続する債権については、本第三者割当増資に係る払込みが完了した日（債務免除の効力発生日ともなります）後速やかに（但し、本第三者割当増資に係る払込みが完了した日後遅くとも3か月以内に）、残債権全額の元本返済を行う必要がございます。今後、当社はSDHDの子会社として、本第三者割当増資の条件を確実に充足させるとともに、ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループの協力の下、残債権全額の元本返済のための資金調達に協力して参ります。

しかしながら、これらの対応策のうち、債務免除の効力発生とも関連する本第三者割当増資の条件の充足及び残債権全額の元本返済のための資金調達は未完了であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

(A) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・機械及び装置、車両運搬具 2～9年
- ・工具器具備品 2～15年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

(B) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(C) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

(A) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(B) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度対応額を計上しております。

(C) 製品保証引当金

製品の販売後の無償サービス費用に充てるため、売上高に対する過年度の発生率による額のほか、個別に発生額を見積もることができる費用につきましては、当該金額を計上しております。

(D) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び貸付金等の債権金額に係る損失負担額を超えて当社が負担することが見込まれる額を計上しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(8) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

当社は、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度末から適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

(2) 無形固定資産の表示方法

当社は、無形固定資産の表示方法として、従来、貸借対照表上、ソフトウェアの金額を表示していましたが、重要性が低下したため(当事業年度末残高はいずれも0百万円)、当事業年度より、無形固定資産として一括で表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社に対する債権の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末における関係会社に対する貸付金及び売掛金等の債権の残高は2,329百万円であり、当該債権に対して貸倒引当金27百万円を計上しております。

(2) その他の情報

関係会社に対する債権の貸倒による損失に備えるため、関係会社の財政状態及び経営成績を考慮して算定した貸倒見積高を貸倒引当金として計上しております。

新型コロナウイルス感染症の影響が収束していない現状においては、貸倒見積高の算定に当たって考慮した関係会社の経営状態や今後の収益等の見通しの変動する可能性があり、当該見通し等がその後の実績と異なった場合、翌事業年度の計算書類において、当社が保有する関係会社に対する債権の評価に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		8,919百万円
(注) 減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。		
(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務 (区分表示しているものを除く)		
	短期金銭債権額	455百万円
	短期金銭債務額	64百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	営業取引による取引高	631百万円
	営業取引以外の取引高	86百万円
(2) 操業休止関連費用		
新型コロナウイルス感染症による損失として、44百万円を計上しております。		

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	15,941株	—	—	15,941株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金等であります。

なお当事業年度末の評価性引当額は3,420百万円であります。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(A) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

当社は、親会社とのCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）による資金運用及び資金調達を行っております。

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建ての営業債務につきましては、為替の変動リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後7年であります。

(B) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注) 2. 参照)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	117	117	—
(2) 受取手形	5	5	—
(3) 売掛金 (*1)	2,485	2,485	—
(4) 電子記録債権	1,167	1,167	—
(5) 未収入金 (*2)	683	683	—
(6) 未収消費税等	39	39	—
(7) 関係会社貸付金	1,101	1,156	54
資産計	5,601	5,655	54
(1) 支払手形	105	105	—
(2) 買掛金	1,335	1,335	—
(3) 電子記録債務	758	758	—
(4) 関係会社短期借入金	6,088	6,088	—
(5) リース債務 (流動負債)	85	83	△2
(6) 未払金	807	807	—
(7) 未払法人税等	59	59	—
(8) 関係会社長期借入金	560	560	—
(9) リース債務 (固定負債)	417	404	△13
負債計	10,219	10,203	△15

(*1) 売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 未収入金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)電子記録債権、(5)未収入金、
(6)未収消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7)関係会社貸付金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負債

- (1)支払手形、(2)買掛金、(3)電子記録債務、(4)関係会社短期借入金、(6)未払金、
(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5)リース債務（流動負債）、(8)関係会社長期借入金、(9)リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（百万円）
子会社及び関係会社株式	2,251

10. 減損損失に関する注記

当事業年度においては、当社は、以下の資産グループについて減損損失を特別損失に計上しております。

(1) 減損損失の主な内容

場所	用途	種類
群馬県伊勢崎市	自動車機器事業	リース資産、機械及び装置、建設仮勘定等

(2) 資産のグルーピングの方法

当社は、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

当社は、中期経営計画SCOPE2023に基づき、収益基盤の向上、及び財務体質の更なる改善を行ってまいりましたが、2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、工場の一時閉鎖等により、大幅減収、減益となり、厳しい経営状況に陥るところとなりました。当事業年度末において、主要設備の残存耐用年数での投資回収が見込まれない生産設備等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定しております。正味売却価額は主に専門家による動産評価額により評価しております。

(5) 減損損失の金額

種類	金額(百万円)
機械装置	275
建設仮勘定	569
リース資産	501
その他	175
減損損失計	1,522

1 1. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社	サンデ ン ホールディングス 株 式 会 社	11,037 百万円	グループ 経営管理	(100)	経営指導の委託 不動産賃借 資金の借入 役員の兼任	資金の 借入	5,739	関係会社 短期 借入金	6,088
						金利の 支払	49		
						長期借入金の実行	210	長期借入 金	560
						ロイヤリティの 支払 (注A)	152	未払金	38
						マネジメントフィーの 支払 (注A)	346		
						電子記録債務の 被連帯保証 (注B)	378	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

期末残高には消費税等を含めております。

なお、CMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)の取引金額は期中の平均残高を記載しております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(A) ロイヤリティ及びマネジメントフィーについては、契約に基づき双方の合意により、取引価格を決定しています。

(B) みずほ信託銀行株式会社への電子記録債務については、親会社の連帯保証を受けております。

(2) 子会社等

種 類	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	Choon Tian PTE LTD	500 千米ドル	自動車機器 事業	100	当社製品の 製造販売	-	-	売掛金	303
子会社	SANDEN VIKAS (INDIA) PRIVATE LIMITED.	296 百万 インド ルピー	自動車機器 事業	50	当社製品の 製造販売	貸付金の 実行	234	関係会社 長期 貸付金	570
子会社	Sanden Automotive Systems (Singapore) PTE. LTD	7,107 千米ドル	自動車機器 事業	100	当社製品の 製造販売	-	-	関係会社 短期 貸付金	163
								関係会社 長期 貸付金	368

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 期末残高には消費税等を含めております。
2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
 貸付の利率については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(3) 兄弟会社等

種 類	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社 の子会社	サンデン・ オートモーティブ コンポーネント 株 式 会 社	2,282 百万円	自動車 空調用 コンプレッ サー事業	-	コンプレッサーの購入 役員の兼任	商品及び 原材料の 仕入れ (注A)	6,043	買掛金	508
								未払金	143
親会社 の子会社	SANDEN INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE. LTD.	6,000 千シンガポール ドル	アジア地区に おける 自動車機器の 製造販売	-	当社製品の販売	製品の 販売 (注A)	0	売掛金	249
親会社 の子会社	重慶三電汽車 空調有限公司	65 百万 人民元	自動車機器 事業	-	当社製品の 製造販売	製品の 販売 (注A)	315	売掛金	122
								未収入金	146

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
期末残高には消費税等を含めております。
2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
(A) 上記各社への売上及び仕入については、市場価格を参考に決定しております。

1 2. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 $\triangle 174,098$ 円35銭
(2) 1株当たり当期純損失 $272,343$ 円84銭

1 4. 重要な後発事象に関する注記

(事業再生ADR手続の成立及び債務免除等金融支援)

SDHDらが2020年6月30日に申請した事業再生ADR手続が、2021年5月7日開催の第3回債権者会議（事業再生計画案の決議のための債権者会議）の再続会において、対象債権者たる全てのお取引金融機関様から、SDHDらの債務免除を実行していただくことを主な内容とする金融支援を含む本事業再生計画案について同意が得られ、また、それを証する内容として同意書を提出いただき、同日をもちまして成立いたしました。

詳細については、継続企業の前提に関する注記をご参照ください。

本事業再生計画においてお取引金融機関様にご同意いただいた金融支援の概要は、以下の通りであります。

(1) 債務免除

① 借入先

お取引金融機関20社

② 債務免除の対象となる債務の種類及び額

対象債権（2020年6月30日現在において対象債権者たる全てのお取引金融機関様がSDHDらに対して有する貸付債権、社債及び保証債務履行請求権をいう。以下同じ。）に係る債務 63,000百万円

③ 債務免除日

本第三者割当増資（ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループが設立した特別目的会社である海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社に対する、総額約214億円の普通株式による第三者割当増資をいう。以下同じ。）に係る払込みが完了した日（効力発生日）

④ 上場廃止基準への該当等に関する事項

今回の金融支援による債務免除により、SDHDの債務免除額が、直前事業年度の末日における債務の総額の10%以上となることから、SDHDは、2021年5月7日、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第7号後段及び同規程第605条第1項に定める再建計画等の審査に係る申請を行い、本事業再生計画を株式会社東京証券取引所に提出し、同日付で本事業再生計画につき、「施行規則で定める再建計画」であるとの認定を受けております。本事業再生計画に係る認定をいただいたことを受け、SDHD株式は、同規程に基づき、上場時価総額に関して1か月間（2021年5月8日～2021年6月7日）の平均上場時価総額及び当該1か月間の最終日（2021年6月7日）の上場時価総額のいずれかが10億円以上となったときに上場維持されることとなります。また、上場時価総額に関して1か月間（2021年5月8日～2021年6月7日）の平均上場時価総額又は当該1か月間の最終日（2021年6月7日）の上場時価総額のいずれかが10億円以上とならない場合は、SDHD普通株式は上場廃止となります。

(2) 債務の貸付条件の変更

① 借入先

お取引金融機関20社

② 貸付条件の変更の対象となる債務の種類及び額

対象債権者の対象債権については、本事業再生計画の成立以降、上記(1)記載の債務免除の効力発生日までの間、元本残高を維持し、基準日である2020年6月30日における約定に従った利息の支払を継続する。また、対象債権者の対象債権のうち債権免除後に存続する債権（以下「残債権」といいます。）について、上記(1)記載の債務免除の効力発生日以降、下記内容に従い各残債権が返済されるまでの間は、当該各残債権の元本残高を維持する。

(ア)本第三者割当増資に係る払込みが完了した日（上記(1)記載の債務免除の効力発生日）後速やかに（但し、本第三者割当増資に係る払込みが完了した日後遅くとも3か月以内に）、残債権全額の元本返済を行う。

(イ)債務免除の効力発生日の翌日以降、残債権に係る基準日における約定に従った利息の支払を継続する。また、各残債権の元本返済日に、直前の利息支払日から元本返済日までの利息を支払うものとする。

なお、SDHDは、当連結会計年度末における負債合計が173,458百万円と、資産合計154,754百万円を超過しており、18,704百万円の債務超過となっておりますが、お取引金融機関様にご同意いただいた本事業再生計画の内容等を踏まえて、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第601条第4項第4号bに規定する「債務超過の状態でなくなることを計画している場合」に該当するため、上場廃止基準には該当しない旨を株式会社東京証券取引所に確認しております。

(事業再生計画の株式会社東京証券取引所への提出)

SDHDは、本事業再生計画における債務免除額が直前事業年度の末日における債務総額の10%以上となることから、2021年5月7日付で、株式会社東京証券取引所に対し、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第7号後段及び同規程第605条第1項に定める再建計画等の審査に係る申請を行い、本事業再生計画を提出いたしました。

(債務免除に係る再建計画の認定、時価総額審査の開始)

上記に引き続き、SDHDは、株式会社東京証券取引所より、本事業再生計画につき「施行規則で定める再建計画」であるとの認定を2021年5月7日付でいただいております。

本事業再生計画に係る認定をいただいたことを受け、今後、SDHD株式は、上記規程に基づき、上場時価総額に関して1か月間（2021年5月8日～2021年6月7日）の平均上場時価総額及び当該1か月間の最終日（2021年6月7日）の上場時価総額のいずれもが10億円以上となったときに上場維持されることとなります。

また、上場時価総額に関して1か月間（2021年5月8日～2021年6月7日）の平均上場時価総額又は当該1か月間の最終日（2021年6月7日）の上場時価総額のいずれかが10億円以上とならない場合は、SDHD普通株式は上場廃止となります。

この際、本事業再生計画は、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特別認証紛争解決手続に基づく事業再生により債務超過の状態でなくなることを計画しており、適当であると認められるため、SDHD株式は、有価証券上場規程第601条1項5号（上場廃止基準）に該当しない旨株式会社東京証券取引所より申し受けております。

14. その他の注記

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響について)

新型コロナウイルス感染症拡大による当社への影響につきましては、未だ今後の感染拡大や収束時期、収束後の市場動向の見通し等、不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社は、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が今後も一定期間は続くものと仮定し、継続企業の前提に係る資金繰りや固定資産の減損会計、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、本感染症拡大の影響が長期化した場合には、当社の業績及び財務状況に重要な影響を与える可能性があります。

附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末取得 原価
有形固定資産							
建物	-	1	-	1 (1)	0	1	1
機械及び装置	328	39	0	353 (275)	14	2,902	2,916
車両運搬具	1	0	0	1 (0)	0	9	9
工具器具備品	334	94	8	401 (162)	17	5,368	5,386
リース資産	290	302	0	592 (501)	0	636	636
建設仮勘定	19	688	136	569 (569)	1	-	1
有形固定資産計	974	1,126	145	1,920 (1,511)	34	8,919	8,953
無形固定資産							
ソフトウェア	57	0	40	17 (11)	0		
無形固定資産計	57	0	40	17 (11)	0		

(注) 1. 当期償却額の () 内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額の主な内訳

工具器具備品 金型投資 50百万円

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2	25	-	27
賞与引当金	176	142	176	142
製品保証引当金	35	321	35	321
関係会社事業損失引当金	-	30	-	30

(注) 計上の理由及び金額の算定方法は、「重要な会計方針」に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額
グループ運営費用	453
荷具包装費	348
アフターサービス費	407
製品保証引当金繰入額	321
貸倒引当金繰入額	25
給与及び諸手当	858
賞与	167
退職給付費用	62
福利厚生費	216
賃借料	28
派遣社員費	11
租税公課	44
調査研究費	212
諸手数料	183
減価償却費	6
その他	161
計	3,509

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社

監査役 金子 真二 殿

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 根 洋 人 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 會 田 浩 二 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度末において売上高が著しく減少し、営業損失1,951百万円を計上しており、また、2021年3月31日現在において2,775百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社の親会社であるサンデンホールディングス株式会社が2020年6月30日に申請した事業再生ADR手続が、2021年5月7日開催の第3回債権者会議の再続会において、対象債権者である取引金融機関から以下の金融支援を含む事業再生計画案についての同意が得られたことにより、同日をもって成立した。

- ・サンデンホールディングス株式会社の債権者に対する債務63,000百万円の免除が、同社の海信日本オートモーティブエレクトロニクス株式会社に対する第三者割当増資に係る払込みが完了した日に効力が発生する。
- ・サンデンホールディングス株式会社は、当該第三者割当増資に係る払込みが完了した日後速やかに（ただし、当該払込みが完了した日後遅くとも3か月以内に）、対象債権者の残債権全額の元本返済を行う。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

私、監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私、監査役は、取締役、管理部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項、第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社

監査役 金子真二 印

3. サンデン・アドバンステクノロジー株式会社 (SDAT)

事業報告

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当社は、「限りある資源が淀みなく循環する地球環境を創り、世界中の人の心を豊かにしたい」をビジョンに掲げ、目指す領域を「人の生活を豊かにする『快適な空間』の実現」とし、コアコンピタンスをベースに、外部からのイノベーション技術を積極的に取り込むことによって、サンデングループの次の成長エンジンとなる環境新製品の創出に向けた研究開発活動を行っております。

当事業年度の重点施策として、

- ① 統合熱マネジメントシステムの全体戦略精緻化（競争優位を実現する戦略的な推進）
 - ・ 競争に勝つ為の戦略見直しと原理検証完了
- ② 事業収益力改善に直結する基盤技術強化
 - ・ A S / A C 開発部門協創によるテーマ抽出活動
 - ・ 戦略商品×世の中の基盤技術からのネック技術抽出
 - ・ 次期 R テーマ、基盤技術テーマの企画化
- ③ グループ全体の開発基盤強化と開発戦略の推進および知財戦略の見える化
 - ・ グローバルの開発費、開発人財、開発設備、開発テーマ進捗等各開発情報の見える化
 - ・ 知財戦略企画フレームワーク策定 / I P ランドスケープ分析 / 知財自社情報のヒストリー管理

を推進し、環境新製品創出の加速と開発基盤の強化に取り組んでおります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況 (単位：百万円、小数点以下四捨五入)

区分	第4期 (2017年度)	第5期 (2018年度)	第6期 (2019年度)	第7期 (2020年度)
売上高	1,885	1,732	1,750	1,606
経常利益	99	83	83	118
当期純利益	69	52	15	77
1株当たり当期純利益	346千円	260千円	73千円	386千円
総資産	653	707	594	629
純資産	323	246	209	286
1株当たり純資産額	1,615千円	1,230千円	1,044千円	1,430千円

(3) 重要な親会社の状況

当社の親会社はサンデンホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式200株（100%）を保有しております。

親会社は2020年6月30日に「事業再生ADR手続」を申請し、当年5月7日開催の債権者会議にて事業再生計画案が合意されました。この事業再生計画の実行のため、5月27日開催の臨時株主総会の開催が予定されております。

(4) 対処すべき課題

当社の事業推進のために克服すべき当面の主要課題は次のとおりであります。

- ① 統合熱マネジメントシステム製品群およびオゾンUFB製品の開発加速と成果の具現化
 - ・オゾンUFB 水生成器のサンプル生産
 - ・統合熱マネジメントシステムStep1.5の量産化への貢献およびStep3のプラットフォーム開発
 - ・小型冷熱ユニットの商権獲得への貢献
- ② 事業収益力改善に直結する基盤技術強化
 - ・ネック技術テーマ抽出と企画のテーマ化
 - ・ネック技術獲得に向けたアライアンス強化
- ③ グローバル開発情報の見える化による更なる基盤強化
 - ・開発情報の更なる見える化と活用方法の明確化
 - ・知財戦略の企画

当社は、これらの課題に対する取り組みにより、ステークホルダーの期待に応え続け、法令の遵守をはじめとするコンプライアンスの徹底、およびCSR、環境への取り組み等の推進により、企業の社会的責任を果たしてまいります。

また、事業再生計画の達成ならびに、SDGs達成へ貢献するため、技術開発を通じた社会課題の解決と顧客満足度の向上にも取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、研究開発及び研究開発に付帯する一切の業務を業として、次世代環境車対応統合熱マネジメントシステム、環境対応衛生管理機器等の環境新製品の研究開発と、それらの基盤となる要素技術の研究開発を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

開発拠点：サンデングローバルセンターオブテクノロジー（群馬県伊勢崎市）、
東京本社・ダイビル（東京都千代田区）

(7) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数 125名

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) 親会社等との取引に関する事項

当社は親会社との取引に関して、一般的な取引条件を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性はあると考えております。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況

(1) 発行可能株式総数 10千株

(2) 発行済株式の総数 200株

(3) 株主数 1名

(4) 株主の状況

サンデンホールディングス株式会社 200株（100%）

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	菊池 利之	サンデンホールディングス株式会社 執行役員
取締役	緑川 雅幸	Sanden Technical Center of Vietnam 代表
取締役	小林 英幸	サンデンホールディングス株式会社 取締役常務執行役員 サンデンホールディングス株式会社 経営企画室室長
監査役	金子 昭一	サンデンホールディングス株式会社 経営管理本部監査部部長 Sanden Manufacturing Mexico SA de CV 監査役

※取締役 緑川雅幸は、サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社が100%出資し、主にCAD製図、CAEなどの設計支援業務を行っているSanden Technical Center of Vietnamの代表を2020年1月1日から兼務している。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額：28百万円

5 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は法令等遵守（以下、「コンプライアンス」という。）を経営の最重要課題の一つと位置づけ、規程において明確化し、その徹底を図るため、以下のような体制を構築します。

- (1) 当社の役員及びそこで働く従業員にとってコンプライアンスは、日常の業務における基本行動であり、コンプライアンスを徹底するため、グローバル開発管理部を主管部門として定め、コンプライアンスに関する重要な問題は、取締役会で審議し、決定します。
- (2) 各部門ごとのコンプライアンスについては部門長が責任者となり、コンプライアンス推進担当者を選任し、コンプライアンスの徹底に取り組みます。

- (3) コンプライアンスの内容は、「理念ハンドブック」に定め、役員・従業員に対し階層別コンプライアンス教育を実施します。
 - (4) コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかにグローバル開発管理部に報告する体制を構築します。また従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合に対応して、内部通報制度としてサンデンホールディングス株式会社が設置したホットラインを活用します。
 - (5) コンプライアンスの徹底のための取り組みの状況については、取締役会及び監査役に定期的に報告します。
 - (6) 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査します。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社の文書及び電磁的記録の保存及び管理を徹底するため、規程において明確化し、以下のような体制を構築します。
- (1) 文書および電磁的記録の管理は先行商品開発本部を主管部門とし、また各部門ごとの文書及びITセキュリティの管理については部門長が責任者となり、文書管理責任者及びITセキュリティ担当者を選任し、文書及び電磁的記録の作成・保管・廃棄に至る管理を行います。
 - (2) 文書又は電磁的記録の保存及び管理は、取締役及び監査役が必要に応じ閲覧できる状態で行います。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社はリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、社内規程において明確化し、その徹底を図るため以下のような体制を構築します。
- (1) 経営に重大な影響を及ぼす全社のリスクを統一的に把握し、リスク管理を徹底するため、グローバル開発管理部を主管部門とします。
 - (2) 各部門ごとのリスク管理については部門長が責任者となり、リスク管理責任者を選任し、リスク管理の徹底に取り組む等、平時の予防対策を整備します。
 - (3) 規程に基づき、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生する恐れがある場合の体制を事前に整備するように努め、重要なリスク管理の問題については、取締役会で審議し、決定します。
 - (4) 危機管理については、グローバル開発管理部を主管部門とし、危機管理体制を整備します。
 - (5) 内部監査部門はリスク管理体制の有効性を監査し、取締役会、監査役等へ報告します。

- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会の意思決定の妥当性と透明性の向上を図るため、サンデンホールディングス株式会社からの派遣役員を置きます。
 - (2) 取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会は執行役員に権限移譲を行い、迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進します。
 - (3) ビジョン実現のための経営の最重要ツールとして中期経営計画、年度経営計画を位置づけ、全社マネジメント品質改革「STQM（サンデン社員の基本事項）」に基づき計画の目標設定と活動体系を定め、執行役員に役割を分担させ、効率的な業務執行ができる体制とします。
 - (4) さらに、仕事の見直し、IT化等を通じ、常に業務執行の効率化を推進します。
- 5 監査役の職務を補助すべき従業員及びその独立性に関する事項
 - (1) 取締役は、監査役の求めにより、監査の実効性を高めかつ監査職務を円滑に遂行するための適切な従業員を監査役スタッフとして配置します。
 - (2) 監査役スタッフは、グローバル開発管理部に設置します。
 - (3) 監査役は監査役スタッフの指揮命令権を有し、監査役スタッフは監査役監査に必要な情報を収集する権限を有します。
 - (4) 監査役スタッフは監査役補助職務以外の職務を兼任し、監査役補助職務については取締役の指揮命令を受けないものとし、その異動・人事評価・懲戒処分については監査役と協議します。
- 6 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役、執行役員及び従業員は、監査役に対して経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況その他経営上の重要な事項を定期的に報告します。
 - (2) 取締役、執行役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部通報制度に基づき通報された事実その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告します。
 - (3) 当社は、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由に不利な取り扱いを受けることがないように、予防体制を整備します。
- 7 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。
 - (2) 監査役は、内部監査部門と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図ります。
 - (3) 監査役は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じます。

以上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	493	流動負債	307
現金及び預金	11	未払金	113
売掛金	99	リース債務	16
貯蔵品	0	未払費用	33
未収入金	25	未払法人税等	12
前払費用	34	未払消費税等	30
関係会社短期貸付金	320	未償与引当金	60
短期繰延税金資産	-	その他	42
その他の金	0	固定負債	33
貸倒引当金	△0	リース債務	30
固定資産	136	その他	2
有形固定資産	97	負債合計	343
機械及び装置	26	[純資産の部]	
車両運搬具	1	株主資本	290
工具器具備品	21	資本金	10
リース資産	47	資本剰余金	181
無形固定資産	10	その他資本剰余金	181
ソフトウェア	10	利益剰余金	94
投資その他の資産	28	利益準備金	2
繰延税金資産	28	その他利益剰余金	-
		繰越利益剰余金	92
		純資産合計	285
資産合計	629	負債・純資産合計	629

損益計算書

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,606
売上原価	-
売上総利益	1,606
販売費及び一般管理費	1,487
営業利益	119
雑収入	0
雑支	-
営業外費用	1
経常利益	0
特別利益	1
特別損失	118
固定資産売却益	0
固定資産の処分損失	0
特別損失	0
当期純利益	0
法人税引当金	118
法人住民税等	38
法人税引当金	2
当期純利益	77

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計 合	
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 線 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
2020年4月1日 期 首 残 高	10	-	181	181	2	15	17	208	208
事業年度中の変動額									
剰余金の配当									
当期純利益						77	77	77	77
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-		77	77	77	77
2021年3月31日 期 末 残 高	10	-	181	181	2	92	92	285	285

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(A) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・機械装置及び運搬具 7～12年
- ・工具器具備品 3～10年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

(B) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(C) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 賞与引当金の計上基準

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度対応額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	200株	—	—	200株

3. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

私、監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、グローバル開発管理部及び親会社財務経理本部による決算レビューの結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

当監査報告書作成日現在において、一部の科目（具体的には売掛仮勘定、未収入金）に異常な残高が含まれていることを確認いたしました。合わせて、これら異常な残高は、計算書類上の該当科目「売掛金」の表示金額への影響がないこと、同「未収入金」の金額への影響があるものの、金額は僅少であることを確認いたしました。

上記事項の計算書類に与える影響を除き、計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年5月18日

サンデン・アドバンステクノロジー株式会社

監査役 金子 昭 一 印

4. サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社 (SDBA)

事業報告

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過および成果

当社は、当社グループの2023年度を最終年度とする中期経営計画（名称：SCOPE2023）に掲げた「生産体制の抜本的見直し」、「基盤収益力の向上」、「積極的な『協創』による成長」、「資産改革によるキャッシュフロー創出」、「実行のための仕組み改革」の5つの改革プランに日々取り組んでおります。また、当社および一部のグループ会社は、今後の再成長に向けた強固な収益基盤の確立と財務体質の抜本的な改善を図るべく2020年6月30日付で事業再生ADR手続きを申請しましたが、2021年3月1日付で海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社を引受先とする第三者割当の方法による株式引受契約の締結および2021年5月7日付でお取引金融機関様との事業再生計画の合意を得て、事業再生ADR手続きを完了しました。そのような中、サンデンホールディングス株式会社及び事業会社7社に関する施設管理・総務・人事・経理・物流、リース業務、また、保険、什器販売等の外販活動を積極的に展開した結果、通期の売上高は4,644百万円、経常利益は386百万円、当期純利益は226百万円となりました。

さらに、当社グループの企業価値の最大化に向けて、引き続き全グループの現場改善の実現と事業成長を支えてまいります。

(2) 直前事業年度の財産および損益の状況 (単位：百万円、小数点未満切り捨て)

区分	第27期 (2016年度)	第28期 (2017年度)	第29期 (2018年度)	第30期 (2019年度)	第31期 (2020年度)
売上高	1,196	1,689	2,346	2,644	4,644
経常利益	29	80	118	170	386
当期純利益	29	81	119	123	226
1株当たり当期純利益	148千円	405千円	595千円	616千円	1,130千円
総資産	448	648	592	1,360	1,909
純資産	168	202	242	640	862
1株当たり純資産額	842千円	1,014千円	2,961千円	3,200千円	4,313千円

(3) 重要な親会社の状況

当社の親会社はサンデンホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式200株（100%）を保有しております。

(4) 対処すべき課題

間接業務効率化及び、業務品質の向上に向け、全社一丸となって取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、施設管理・総務・人事・経理・物流・リース・保険等の業務に関する事業を行っております。

(6) 主要拠点（2021年3月31日現在）

本社	本社（群馬県伊勢崎市）
拠点	東京事業所（東京都千代田区） 赤城事業所（群馬県前橋市） 八斗島事業所（群馬県伊勢崎市） 太田事業所（群馬県太田市） サンデンコミュニケーションプラザ事業所（埼玉県本庄市） 本庄児玉物流センター（埼玉県本庄市）

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数 97 (41) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況

商工中金前橋支店 10,000,000円

群馬銀行伊勢崎支店 28,000,000円

アイオー信用金庫本店 30,000,000円

(なお、サンデンホールディングス株式会社からの借入枠1億円設定があります。)

(9) 親会社等との取引に関する事項

当社は親会社との取引に関して、一般的な取引条件を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性はあると考えております。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況

(1) 発行可能株式総数 800株

(2) 発行済株式の総数 200株

(3) 株主数 1名

(4) 株主の状況

サンデンホールディングス株式会社 200株 (100%)

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐々木 重徳	
取締役	龍瀬 和彦	総務人事部 部長
取締役	臺 善一	ファシリティ部 部長
取締役	茂木 敏之	サンデンホールディングス(株) 総務本部 副本部長
監査役	大川 靖和	サンデンホールディングス(株) 経営管理本部国内管理部 部長

注) 1. 取締役茂木敏之氏は、サンデンホールディングス(株)からの派遣取締役であります。

2. 監査役大川靖和氏は、サンデンホールディングス(株)からの監査役であります。

事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額：48,940,171円

5 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は法令等遵守（以下、「コンプライアンス」という。）を経営の最重要課題の一つと位置づけ、規程において明確化し、その徹底を図るため、以下のような体制を構築します。

- (1) 当社の役員及びそこで働く従業員にとってコンプライアンスは、日常の業務における基本行動であり、コンプライアンスを徹底するため、管理部を主管部門として定め、コンプライアンスに関する重要な問題は、取締役会で審議し、決定します。
- (2) 各部門のコンプライアンスについては部門長が責任者となり、コンプライアンス推進担当者を選任し、コンプライアンスの徹底に取り組みます。
- (3) コンプライアンスの内容は、「理念ハンドブック」に定め、役員・従業員に対し階層別コンプライアンス教育を実施します。

- (4) コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに管理部に報告する体制を構築します。また従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合に対応して、内部通報制度としてサンデンホールディングス株式会社が設置したホットラインを活用します。
 - (5) コンプライアンスの徹底のための取り組みの状況については、取締役会及び監査役に定期的に報告します。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の文書及び電磁的記録の保存及び管理を徹底するため、規程において明確化し、以下のような体制を構築します。
 - (1) 文書および電磁的記録の管理は管理部を主管部門とし、また各部門の文書及びITセキュリティの管理については部門長が責任者となり、文書管理責任者及びITセキュリティ担当者を選任し、文書及び電磁的記録の作成・保管・廃棄に至る管理を行います。
 - (2) 文書又は電磁的記録の保存及び管理は、取締役及び監査役が必要に応じ閲覧できる状態で行います。
 - 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社はリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、社内規程において明確化し、その徹底を図るため以下のような体制を構築します。
 - (1) 経営に重大な影響を及ぼす全社のリスクを統合的に把握し、リスク管理を徹底するため、管理部を主管部門とします。
 - (2) 各部門のリスク管理については部門長が責任者となり、リスク管理責任者を選任し、リスク管理の徹底に取り組む等、平時の予防体制を整備します。
 - (3) 規程に基づき、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生する恐れがある場合の体制を事前に整備するように努め、重要なリスク管理の問題については、取締役会で審議し、決定します。
 - (4) 危機管理については、管理部を主管部門とし、危機管理体制を整備します。
 - 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会の意思決定の妥当性と透明性の向上を図るため、サンデンホールディングス株式会社からの派遣役員を置きます。
 - (2) 取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会は必要に応じて執行役員に権限移譲を行い、迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進します。
 - (3) ビジョン実現のための経営の最重要ツールとして中期経営計画、年度経営計画を位置づけ、全社マネジメント品質改革「STQM」に基づき計画の目標設定と活動体系を定め、各部門の責任者に役割を分担させ、効率的な業務執行ができる体制とします。

- (4) さらに、仕事の見直し、IT化等を通じ、常に業務執行の効率化を推進します。
- 5 監査役の職務を補助すべき従業員及びその独立性に関する事項
- (1) 取締役は、監査役の求めにより、監査の実効性を高めかつ監査職務を円滑に遂行するための適切な従業員を監査役スタッフとして配置します。
 - (2) 監査役スタッフは、管理部に設置します。
 - (3) 監査役は監査役スタッフの指揮命令権を有し、監査役スタッフは監査役監査に必要な情報を収集する権限を有します。
 - (4) 監査役スタッフは監査役補助職務以外の職務を兼任し、監査役補助職務については取締役の指揮命令を受けないものとし、その異動・人事評価・懲戒処分については監査役と協議します。
- 6 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役、執行役員及び従業員は、監査役に対して経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況その他経営上の重要な事項を定期的に報告します。
 - (2) 取締役、執行役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部通報制度に基づき通報された事実その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告します。
 - (3) 当社は、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由に不利な取り扱いを受けることがないように、予防体制を整備します。
- 7 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、代表取締役及び監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。
 - (2) 監査役は、内部監査部門と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図ります。
 - (3) 監査役は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じます。

以上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,572	流 動 負 債	1,023
現金及び預金	101	短期借入金	68
売掛金	525	リース債	4
商品	0	未払金	640
貯蔵品	4	未払費用	68
繰延税金資産	-	未払法人税等	137
関係会社短期貸付金	901	未払消費税等	36
未収入金	7	前受金	1
その他	37	賞与引当金	44
固 定 資 産	330	その他	21
有形固定資産	290	固 定 負 債	24
建物及び構築物	20	リース債	9
機械装置	16	退職給付引当金	12
車両器具備品	1	その他	0
土地	5	負 債 合 計	1,047
リース資産	231	[純資産の部]	
無形固定資産	6	株 主 資 本	862
ソフトウェア	6	資本金	20
投資その他の資産	34	資本剰余金	93
繰延税金資産	12	利益剰余金	749
その他	22	利益準備金	17
貸倒引当金	△0	その他利益剰余金	-
		繰越利益剰余金	731
資 産 合 計	1,909	純 資 産 合 計	862
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,909

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	4,644
売上原価	2,904
売上総利益	1,739
販売費及び一般管理費	1,369
営業利益	370
営業外収入	0
営業外費用	17
経常利益	0
特別利益	0
特別損失	0
当期純利益	12
前期繰上利益剰余金	0
当期所得税	9
法人税等	156
引当金	7
当期純利益	390
前期繰上利益剰余金	164
当期純利益	226

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計	
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
2020年4月1日 期 首 残 高	20	-	93	93	17	505	505	636	636
事業年度中の変動額									
剰余金の配当									
利益準備金繰入									
当期純利益						226	225	226	226
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計						226	226	226	226
2021年3月31日 期 末 残 高	20	-	93	93	17	731	731	862	862

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(A) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

・ 工具器具備品 2～20年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

(B) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(C) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

(A) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権に対して10万円の引当を計上しております。

(B) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度対応額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	200株	—	—	200株

3. その他の注記

(1) その他

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

私、監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、管理部及び親会社財務経理本部による決算レビューの結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

当監査報告書作成日現在において、計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年6月11日

サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社

監査役 大川 靖 和 ㊞

5. サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社 (SDLS)

事業報告

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当社グループ会社は、2020年6月30日付で事業再生ADR手続きを申請しましたが、2021年5月7日の第3回債権者会議の再続会において、対象債権者たる全てのお取引金融機関様から事業再生計画について同意が得られ、同手続きが成立しております。

当会計年度の世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により世界同時不況に陥ったものの各国で徐々に経済活動を再開し、自動車需要も特に下期は急速な回復傾向を示しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の脅威は依然として世界各地で継続していることに加え、半導体を始めとする部品供給問題や物流費の高騰など、引き続き極めて不安定な経済状況になっております。

このような事業環境の中、当社は当社グループの『抜本的構造改革の完遂』の事業ポートフォリオの最適化を受け、2017年度より事業撤退に取り組みました。これらの取り組みの中、通期の売上高は520百万円、営業損失は409百万円、経常損失は455百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況 (単位：百万円、小数点以下四捨五入)

区分	第4期 (2017年度)	第5期 (2018年度)	第6期 (2019年度)	第7期 (2020年度)
売上高	586	543	498	520
経常利益	△956	△431	△419	△455
当期純利益	△1,274	△678	△445	△512
1株当たり当期純利益	△636,889円	△339,138円	△222,691円	△258,051円
総資産	749	425	340	343
純資産	△3,650	△4,328	△4,773	△5,286
1株当たり純資産額	△1,825,144円	△2,164,281	△2,386,997円	△2,643,175

(3) 重要な親会社の状況

当社の親会社はサンデンホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式2千株（100%）を保有しております。

(4) 対処すべき課題

当社は具体的には、グローバルで展開している日本・欧州・豪州・米州・中国での事業撤退に取り組んでおります。重点基本戦略である「お客様重視・ミニマム撤退コスト・従業員重視による撤退シナリオの実行」に重きをおいて活動しております。

対処すべき課題は

1. 国内のアフターサービス関連業務の実行
2. 各エリアの撤退シナリオの実行

です。

当社は、これらの課題に対する取り組みにより、ステークホルダーの期待に応え続け、法令の遵守をはじめとするコンプライアンスの徹底、およびCSR、環境への取り組み等の推進により、企業の社会的責任を果たしてまいります。

(5) 主要な事業内容

なし

(6) 主要な営業所（2021年3月31日現在）

本社：群馬県伊勢崎市

(7) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数 1名

(8) 主要な借入先の状況

サンデンホールディングス株式会社 5,293百万円

(9) 親会社等との取引に関する事項

当社は親会社との取引に関して、一般的な取引条件を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性はあると考えております。また、親会社との間で、新規事業開拓に関する業務委託契約を締結しております。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状態
代表取締役社長	上岡 秀康	

以上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	281	流 動 負 債	5,630
現金及び預金	45	買掛金	27
売掛金	102	電子記録債権	-
商品及び製品	37	関係会社短期借入金	5,292
仕掛品	7	リース債権	-
貯蔵品	0	未払金	81
繰延税金資産	-	未払費用	0
未収入金	21	未払法人税等	1
未収消費税	66	賞与引当金	0
その他の金	0	製品保証引当金	226
貸倒引当金	△0	その他	0
固 定 資 産	62	固 定 負 債	0
有 形 固 定 資 産	0	リース債権	-
機械及び装置	0	その他	0
工具器具	0	負 債 合 計	5,630
リース資産	-	〔純資産の部〕	
無 形 固 定 資 産	-	株 主 資 本	△5,286
リース資産	-	資本金	100
投 資 そ の 他 の 資 産	62	資本剰余金	400
繰延税金資産	-	資本準備金	25
		その他資本剰余金	375
		利益剰余金	△5,786
		その他利益剰余金	-
		繰越利益剰余金	△5,786
		純 資 産 合 計	△5,286
資 産 合 計	343	負 債 ・ 純 資 産 合 計	343

損益計算書

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	520
売上原価	525
販売費及び一般管理費	4
営業外損収	404
受為雑業外取替	409
利息差	0
収	3
費用	11
利息差	15
損	50
別	0
常	10
利	61
損	455
益	3
益他	9
益	12
損	3
損失他	69
損失	72
損失	516
引当金	△3
法人税、住民税及び等	-
当期純損	△3
当期純損	512

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計 合	
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 線 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
2020年4月1日 期 首 残 高	100	25	375	400	0	△5,273	△5,273	△4,773	△4,773
事業年度中の変動額									
当期純利益						△512	△512	△512	△512
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計						△512	△512	△512	△512
2021年3月31日 期 末 残 高	100	25	375	400	0	△5,786	△5,786	△5,286	△5,286

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(A) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・機械装置及び運搬具 7～12年
- ・工具器具備品 3～10年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

(B) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(C) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

(A) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(B) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度対応額を計上しております。

(C) 製品保証引当金

製品の販売後の無償サービス費用に充てるため、売上高に対する過年度の発生率による額のほか、個別に発生額を見積もることができる費用につきましては、当該金額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,000株	—	—	2,000株

3. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の内部経理監査を行いました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社管理部による決算レビューの結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

なお、監査人は、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の状況調査を行っていた者であります。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書の監査結果

当監査報告書作成日現在において、売掛金・未収入金・買掛金の異常な残高を確認いたしました。合わせて、これらが計算書類上の該当科目の表示金額に与える影響はあるものの、その金額は僅少であることを確認いたしました。

上記事項の計算書類に与える影響を除き、計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年6月11日

サンデンホールディングス株式会社

監査人 経営管理本部 国内管理部 大 川 靖 和 ㊞

経営管理本部長 高 橋 純 也 ㊞

6. サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社 (SDEP)

事業報告

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当社においては中期経営計画の重点項目の一環となる事業ポートフォリオの選択と集中について、グループ内外のステークホルダーとの連携を密にとり、当事業年度での自動販売機を中心としたお得意先様への終売供給と品質保証サービスの活動を推進してまいりました。

その結果、売上高は9百万円（前年同期比87.8%減）となりましたが、経常損失は73百万円（前年同期比62.9%増）、当期純損失は71百万円（前年同期比66.5%増）となりました。

当事業年度は、CO2冷媒を使用した自動販売機向けのレシプロタイプコンプレッサーの品質不具合に対するお得意先様への損害賠償損失として12百万円をアフターサービス費に計上しております。また、同製品の終息についてもお得意先様との交渉を開始しております。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況 (単位：百万円、小数点以下四捨五入)

区分	第4期 (2017年度)	第5期 (2018年度)	第6期 (2019年度)	第7期 (2020年度)
売上高	1,278	985	74	9
経常利益	△1,046	△971	△197	△73
当期純利益	△1,858	△1,389	△212	△71
1株当たり当期純利益	△929千円	△695千円	△106千円	△36千円
総資産	1,667	289	77	10
純資産	△4,117	△5,506	△5,718	△5,789
1株当たり純資産額	△2,058千円	△2,753千円	△2,859千円	△2,895千円

(3) 重要な親会社の状況

当社の親会社はサンデンホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式2千株（100%）を保有しております。

親会社は2020年6月30日に「事業再生ADR手続き」を申請し、当年5月7日開催の債権者会議にて事業再生計画案が合意されました。この事業再生計画の実行のため、5月27日開催の臨時株主総会にて全ての議案が承認されております。

(4) 主要な事業内容

1. 空調・冷凍冷蔵機器用コンプレッサーの製造販売
2. 自動車部品の製造販売
3. 前各号に付帯関連する一切の事業

(5) 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

本社 ：群馬県伊勢崎市
東京本社 ：東京都千代田区
サービス拠点：群馬県伊勢崎市 八斗島事業所

(6) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数 1名（0名）

（注）従業員数は就業人数であり、派遣雇用者数は3月末現在（）外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況

サンデンホールディングス株式会社 5,293百万円

(8) 親会社等との取引に関する事項

当社は親会社との取引に関して、一般的な取引条件を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性はあると考えております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 10千株
- (2) 発行済株式の総数 2千株
- (3) 株主数 1名
- (4) 株主の状況 サンデンホールディングス株式会社 2千株 (100%)

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の状況

取締役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	廣瀬 達郎	社長

※廣瀬達道はサンデンオートモーティブコンポーネント(株) 常務執行役員を兼任しております。

以上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
[資産の部]			[負債の部]		
流 動 資 産		10	流 動 負 債		5,800
現金及び預金		5	買掛金		-
商品及び製品		1	関係会社短期借入金		5,796
仕掛品		-	リース債		-
貯蔵品		-	未払金		1
繰延税金資産		0	未払費用		-
未収入金		-	未払法人税等		1
未収消費税		2	賞与引当金		-
その他の当金		0	製品保証引当金		-
貸倒引当金		-	その他		-
△0		△0	固 定 負 債		-
固 定 資 産		-	リース債		-
有形固定資産		-	その他		-
機械及び装置		-	負 債 合 計		5,800
工具器具備品		-			
リース資産		-	[純資産の部]		
その他		-	株 主 資 本		△5,789
投資その他の資産		-	資 本 金		100
繰延税金資産		-	資 本 剰 余 金		400
			資 本 準 備 金		25
			その他資本剰余金		375
			利 益 剰 余 金		△6,289
			その他利益剰余金		-
			繰越利益剰余金		△6,289
			純 資 産 合 計		△5,789
資 産 合 計		10	負 債 ・ 純 資 産 合 計		10

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	91
売上原価	77
売上総利益	14
販売費及び一般管理費	12
営業利益	2
雑収入	0
雑費用	0
営業外利益	2
営業外損失	0
経常利益	2
特別利益	61
特別損失	73
当期純利益	0
当期純損失	0
法人税、住民税及び社会保険料調整費	73
法人税、住民税及び社会保険料調整費	△1
法人税、住民税及び社会保険料調整費	0
法人税、住民税及び社会保険料調整費	71

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計 合	
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 線 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
2020年4月1日 期 首 残 高	100	25	375	400	0	△6,218	△6,218	△5,718	△5,718
事業年度中の変動額									
当期純利益						△71	△71	△71	△71
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計						△71	△71	△71	△71
2021年3月31日 期 末 残 高	100	25	375	400	0	△6,289	△6,289	△5,789	△5,789

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 引当金の計上基準

(A) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(B) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度対応額を計上しております。

(C) 製品保証引当金

製品の販売後の無償サービス費用に充てるため、売上高に対する過年度の発生率による額のほか、個別に発生額を見積もることができる費用につきましては、当該金額を計上しております。

(3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,000株	—	—	2,000株

3. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の内部経理監査を行いました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社管理部による決算レビューの結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

なお、監査人は、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の状況調査を行っていた者であります。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書の監査結果

当監査報告書作成日現在において、計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年6月11日

サンデンホールディングス株式会社

監査人 経営管理本部 国内管理部 大川 靖和 ㊟

経営管理本部長 高橋 純也 ㊟

7. 株式会社三和 (SNW)

事業報告

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

第56期となるこの期も前期から続く非常に厳しい環境の中、様々な改善活動に取り組みましたが、新型コロナウイルス (COVID-19) のパンデミック影響で、全世界でロックダウンや緊急事態宣言などによる各車両メーカーの工場停止影響を受け、売上高は前年比32%減の40億円となり大幅減収となりました。

当社は、この大幅な減収に対応するべく、20年4月後半から7月後半までの約3ヶ月間を工場シャットダウンし、日本政府の事業活動縮小支援による各種助成金申請等を行い経営負担軽減に活用してきました。また、寿工場(金型製作)のSDAC(株)への移管等、構造改革にも取り組みましたが、減収影響を吸収しきれず、営業利益△141百万円、経常利益△92百万円で前年比大幅減益となりました。

尚、前年度は構造改革施策である希望退職者70名募集、実行により特別損失△271百万円を計上しましたが、当年度は特別損失等は計上せず、当期純利益は経常利益同額の△92百万円となりました。

次年度は、成長分野である電動系部品の生産取込みへ積極的に取り組み、生産性改善、品質改善を更に強化する事で、売上高48億円 (前年比20%増)、営業利益+22百万円を実行計画とし、計画達成にこだわり取り組んで参ります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況 (単位：百万円、小数点以下四捨五入)

区分	第54期 ※1 (2018年度)	第55期 ※2 (2019年度)	第56期 ※3 (2020年度)
売上高	7,919	5,877	4,001
経常利益	141	△29	△141
当期純利益	75	△384	△92
1株当たり当期純利益	3.7千円	△19.2千円	△4.6千円
総資産	2,741	1,763	1,508
純資産	1,310	927	835
1株当たり純資産額	65.5千円	46.3千円	41.7千円

※1 第54期：SDHD(株)への配当金支払い10億円あり。

※2 第55期：希望退職70名実施による特損△271百万円計上を含む純利益。

※3 第56期：COVID-19(コロナ)影響が多めで工場シャットダウン期間約3ヶ月間あり。

(3) 重要な親会社の状況

当社の親会社はサンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社であり、同社は当社の株式20,000株(100%)を保有しております。

(4) 対処すべき課題

成長路線である電動系部品の新規取込みのため、モノづくりQ・C・Dの競争力を更に強化・進化させ、これを武器に中期成長が果たせるよう取り組み、活動を推進して参ります。

(5) 主要な事業内容

当社は、輸送用機械器具製造業として(定款より)、

1. 自動車用エアコンディショナー部品の製造及び販売
2. 電気機械器具製品用部品の製造及び販売
3. 上記各号に附帯関連する一切の事業 を行っております。

(6) 主要な営業所および工場(2021年3月31日現在)

工場：伊勢崎第1工場(伊勢崎市長沼町224-1)

伊勢崎第2工場(伊勢崎市長沼町224-2)

(7) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数 99名

正社員：82名、SDAC受入出向社員：4名

派遣社員：13名

(8) 主要な借入先の状況

商工組合中央金庫 前橋支店 100百万円（2021年3月末）

(9) 親会社等との取引に関する事項

当社は親会社との取引に関して、一般的な取引条件を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性はあると考えております。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況

(1) 発行可能株式総数 80,000株

(2) 発行済株式の総数 20,000株

(3) 株主数 1名

(4) 株主の状況

サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社 20,000株（100%）

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	齊藤 卓也	（社長）
取締役	狩野 正範	（管理部長兼経理課長）
取締役	立川 嘉浩	（非常勤）
監査役	田邊 淳一	（非常勤）

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

12.7百万円（1名）

以上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	964,246,786	流動負債	545,182,260
現金及び預金	303,197,293	買掛金	296,589,017
売掛金	404,844,970	短期借入金	100,000,000
製成品	110,148,819	未払金	42,059,776
原材料	33,420,608	リース債務	25,744,640
仕掛品	5,680,024	リース消費税未払金	2,115,780
貯蔵品	82,535,082	未払費用	33,916,947
未収入金	5,386,736	未払法人税等	619,100
未収消費税等	15,403,900	アフターサービス引当金	17,738,000
連結納税未収入金	2,994,582	賞与引当金	26,399,000
前払費用	600,840	固定負債	128,708,280
前払利息	33,932	リース債務	11,969,558
固定資産	534,701,273	長期リース消費税未払金	1,022,322
有形固定資産	364,056,703	退職給付引当金	115,716,400
建物	7,019,030	負債の部計	673,890,540
建物付属設備	28,990,365	〔純資産の部〕	
構築物	3,675,046	株主資本	825,057,519
機械及び装置	253,306,517	資本金	10,000,000
車両運搬具	5	資本剰余金	500,000,000
工具及び備品	3,784,729	(その他資本剰余金)	500,000,000
リース資産	8,172,430	その他資本剰余金	500,000,000
無形固定資産	125,956	利益剰余金	315,057,519
電話加入権	24	(利益準備金)	2,600,000
ソフトウェア	125,932	(その他利益剰余金)	312,457,519
投資その他の資産	170,518,614	別途積立金	1,800,000,000
出資金	650,000	繰越利益剰余金	△1,487,542,481
保険積立金	61,434,765		
関連会社株式	83,560,000		
繰延税金資産	24,873,849		
資産の部計	1,498,948,059	純資産の部計	825,057,519
		負債・純資産の部計	1,498,948,059

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
売上高	4,001,379,874
製造業売上高	
製造業売上高	111,960,445
製造業売上高	3,192,648
製造業売上高	4,025,471,054
製造業売上高	4,140,624,147
製造業売上高	110,148,819
製造業売上高	4,030,475,328
製造業売上高	29,095,454
製造業売上高	111,979,037
製造業売上高	141,074,491
製造業売上高	3,066
製造業売上高	65,000
製造業売上高	51,676,299
製造業売上高	51,744,365
製造業売上高	482,884
製造業売上高	2,019,512
製造業売上高	91,832,522
製造業売上高	2
製造業売上高	2
製造業売上高	91,832,524
製造業売上高	△2,927,301
製造業売上高	12,824,874
製造業売上高	101,730,097

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自 己 式 株 合	株 主 資 本 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利 益 準 備 金	そ の 他 利益剰余金		
当期首残高	10,000,000		500,000,000	2,600,000	414,187,616		926,787,616
当期変動額							
当期純利益					△101,730,097		△101,730,097
当期変動額合計					△101,730,097		△101,730,097
当期末残高	10,000,000		500,000,000	2,600,000	312,457,519		825,057,519

	評 価 ・ 換 算 計 算 差 額 等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当期首残高			926,787,616
当期変動額			
当期純利益			△101,730,097
当期変動額合計			△101,730,097
当期末残高			825,057,519

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的・・・移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

原材料・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

・・・従業員の賞与の支給に充てるため、翌期の賞与支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

② 退職給付引当金

・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合による場合の退職一時金要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益は実現主義により、費用は発生主義により計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の額から直接控除した減価償却累計額 5,150,975,767円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行株式の数 20,000株

4. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額 41,252円87銭

1株当たりの当期純損失 5,086円50銭

監査報告書

私、監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役から事業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の状況について慎重な検討を加え監査しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を閲覧するとともに、SDBA経理グループによる第4四半期連結パッケージレビューの結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書など）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書は、すべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年6月18日

株式会社三和

監査役 田邊 淳一 印